

第3編 災害応急対策計画

【第1章 震災応急対策】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画.....	139
第1章 震災応急対策.....	139
第1節 活動体制の確立.....	139
第1 職員の動員計画.....	140
第2 初期活動体制.....	144
第3 非常体制.....	146
第4 受援に関する活動.....	160
第5 災害救助法の適用.....	161
第2節 情報の収集・伝達.....	164
第1 地震に関する情報の収集・伝達.....	164
第2 市民からの通報・問合せ対応.....	165
第3 災害情報の収集・伝達・共有.....	166
第4 広報活動.....	169
第5 広聴活動.....	172
第6 消防活動.....	173
第3節 医療救護等対策.....	176
第1 救急救助.....	176
第2 医療救護.....	179
第3 防疫及び保健衛生.....	183
第4 遺体の取扱.....	185
第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策.....	188
第1 緊急輸送道路の確保.....	188
第2 ライフラインの応急対策.....	190
第3 公共施設等の応急復旧.....	191
第5節 帰宅困難者対策.....	193
第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等.....	193
第2 一時滞在施設の開設・運営.....	194
第3 帰宅支援.....	195
第4 帰宅困難者（市外）への支援.....	196
第6節 二次災害の防止.....	197
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止.....	197
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定.....	198
第3 水害の防止.....	198
第4 土砂災害の防止.....	199
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動.....	199
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ.....	199
第7節 避難対策.....	200
第1 避難情報の提供等.....	200
第2 避難誘導.....	201
第3 指定避難所の開設.....	203
第4 指定避難所の運営.....	204
第8節 物資供給・輸送対策.....	207

第1 給水活動	207
第2 食料の供給	209
第3 生活必需品等の供給・貸与	211
第4 緊急輸送手段の確保	212
第9節 要配慮者の安全確保	214
第1 避難行動要支援者等の避難支援	214
第2 避難生活における要配慮者支援	215
第3 社会福祉施設における入所者の安全確保	216
第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保	217
第5 外国人の安全確保	217
第10節 生活の早期再建	218
第1 住宅の確保	218
第2 文教・保育対策	221
第3 商工・農業対策	226
第4 労働力の確保	227
第11節 廃棄物対策	228
第1 災害廃棄物の処理	228
第2 産業廃棄物の処理	229
第3 一般廃棄物の処理	230
第12節 火山噴火降灰対策	232
第1 応急活動体制の確立	232
第2 情報の収集・伝達	232
第3 指定避難所の開設・運営	233
第4 医療救護	233
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	233
第6 農林水産業者への支援	233
第7 降灰の処理	233
第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	235
第1 活動体制の確立	235
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	238
第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	239
第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 ..	239
第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応	240
第1 シビアコンディションへの対応	240
第2 シビアコンディションの共有と取組の実施	241

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。市が実施した「本庄市防災アセスメント調査」（令和6年3月本庄市）では、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の人的被害は死者数が最大で391人、負傷者数は2,093人、避難者数は1日後15,776人、1か月後39,293人、建物被害は全壊棟数6,113棟、焼失棟数782棟、半壊棟数7,133棟と大きな被害が予測されている。

応急対策活動は、多岐・広範囲にわたり、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や仮設住宅の建設等、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

市は、多岐にかつ広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ効率的に実施するため、次に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

■ 基本方針

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。

「活動体制の確立」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 職員の動員計画	各課共通
第2 初期活動体制	各課共通
第3 非常体制	各班共通
第4 受援に関する活動	職員受援班、関係各課
第5 災害救助法の適用	関係各班

第1 職員の動員計画

市職員の初動動員と配備の要領を定める。

1 活動体制と配備基準

震災対策に係る活動体制及び配備基準は、次のとおりである。

【震災対策に係る活動体制と配備基準】

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
通常体制	- 市域で震度4の揺れを観測した場合 - 南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合 - 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 - 埼玉県北部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき - その他市長が必要と認めた場合	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する	本部を設置せずに、通常の組織で対応する
初期活動体制	- 市域で震度5弱の揺れを観測した場合 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 - その他市長が必要と認めた場合	被害の発生の有無等についての情報収集・報告又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する	市民生活部長が災害対策初期活動本部を設置する
非常体制	1号配備 - 市域で震度5強の揺れを観測した場合 - その他市長が必要と認めた場合	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する	市長が災害対策本部を設置する
	2号配備 - 市域で震度6弱以上の揺れを観測した場合 - その他市長が必要と認めた場合	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する	

【資料編 第6節 第1】『震度計』参照

2 動員計画

市の活動体制に応じた動員計画は、原則として次に示すとおりである。

また、勤務時間外及び休日における初期活動体制及び非常体制の動員は、次に示す動員、配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

なお、各部課と災害対策本部の各部班との関係は、「本節 第3 6 災害対策本部の組織、事務分掌」を参照のこと。

【本部長・副本部長・本部員の動員、配備基準】

体制区分 役職	通常体制 (震度 4)	初期活動体制 災害対策初期活動本部 (震度 5 弱)	非常体制 災害対策本部 (震度 5 強以上)
市長	—	☒	本部長 ☒
副市長	—	☒	副本部長 ☒
教育長	—	☒	☒
市民生活部長	—	本部長 ☒	☒
企画財政部長	—	☒	☒
総務部長	—	☒	☒
福祉部長	—	☒	☒
保健部長	—	☒	☒
経済環境部長	—	☒	☒
都市整備部長	—	☒	☒
都市整備部次長	—	☒	☒
上下水道部長	—	本部員 ☒	☒
教育委員会事務局長	—	☒	☒
議会事務局長	—	☒	☒
児玉総合支所長	—	☒	☒
危機管理課長	—	☒	☒
秘書課長	—	☒	☒
広報課長	—	☒	☒
関係課長	—	☒	☒

※1 「☒」は出動（自主参集）を、「—」は待機を示す。

※2 副本部長及び本部員は、辞令を用いず本表をもってそれぞれ指名されたものとみなす。

※3 関係課長の編成は、「本節 第3 3 図【本部会議の組織編成】」を参照。

【各部各課の動員、配備基準】

部名	課名	通常体制	初期活動体制 災害対策初期活動本部	非常体制 災害対策本部	
		(震度4)	(震度5弱)	1号配備 (震度5強)	2号配備 (震度6弱以上)
市民生活部	市民生活部長 危機管理課 市民活動推進課 市民課 支所総務課 支所市民福祉課	各部局で定める職員	○ ➤ 危機管理課長 ➤ 市民生活部で定める職員	原則全職員の3/4	全職員
企画財政部	企画財政部長 秘書課 広報課 企画課 財政課 情報システム課		○ ➤ 秘書課長、広報課長 ➤ 企画財政部で定める職員		
総務部	総務部長 行政管理課 監査委員事務局 課税課 収納課 会計課		○ ➤ 行政管理課長 ➤ 総務部で定める職員		
福祉部	福祉部長 地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課		○ ➤ 地域福祉課長 ➤ 福祉部で定める職員		
保健部	保健部長 健康推進課 保険課 保育課 子育て支援課 こども家庭センター		○ ➤ 健康推進課長 ➤ 保健部で定める職員		
経済環境部	経済環境部長 環境推進課 商工観光課 産業開発室 農政課 農業委員会事務局 支所環境産業課		○ ➤ 農政課長 ➤ 経済環境部で定める職員		
都市整備部	都市整備部長 都市整備部次長 道路管理課 道路整備課 都市計画課 市街地整備室 建築開発課 営繕住宅課		○ ○ ➤ 道路管理課長 ➤ 道路整備課長 ➤ 都市整備部で定める職員		
上下水道部	上下水道部長 水道課 下水道課		○ ➤ 下水道課長 ➤ 上下水道部で定める職員		
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 図書館 文化財保護課		○ ➤ 教育総務課長 ➤ 教育委員会事務局で定める職員		
議会事務局	議会事務局長 議会事務局		○ ➤ 議会副事務局長 ➤ 議会事務局で定める職員		
児玉総合支所※	児玉総合支所長 支所総務課 支所市民福祉課 支所環境産業課		○ ➤ 支所総務課長 ➤ 支所市民福祉課長 ➤ 支所環境産業課長 ➤ 児玉総合支所で定める職員		

※ 児玉総合支所は、現地対策本部が設置される場合に動員

3 勤務時間内における動員、参集

勤務時間内に災害対応に必要な活動体制が敷かれた場合、庁内放送等により動員を指示する。各班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。

職員は、自身の安全確保、人命の保護、所管施設の安全確認、通信機能の確保に努める。

- (1) 職員は、自身の安全を確保する。
- (2) 各班は、所管施設の各班事務室及び所管施設の被害状況を確認する。
- (3) 財務班は、必要な場合、各班と連携し、立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を行う。
- (4) 財務班は、内線及び外線電話の立上等通信機能を確保する。
- (5) 統括班は、衛星携帯電話、IP・衛星無線等の立上等通信機能を確保する。

4 勤務時間外及び休日における動員、参集

(1) 勤務時間外の動員、参集

勤務時間外及び休日においては、職員は原則として、勤務場所に参集し、災害対策本部の指示に基づき活動する。

【勤務時間外の動員、参集】

区分	内容
勤務場所への参集	テレビ、ラジオ、携帯メール等により、市域で震度5強以上の地震情報を確認した場合、全職員は自主参集する。 職員は、まず、家族の安否確認及び安全を確保した後、原則、速やかに勤務場所に自主参集する。
参集の報告	各班長は、班員の参集状況を所属部長及び職員受援班に報告する。
参集が困難な場合	交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属班長への連絡に努め、指示を仰ぐ。

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン等の情報を収集し、収集した情報については、班長に報告する。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を所属部長に報告する。
各部長は、報告を受けた情報を集約し情報収集記録班に報告する。

(4) 参集後調整業務

職員は、担当する業務を迅速に開始し、かつ継続的に実施するために、次の調整業務を実施する。

ア 災害応急対策を実施する組織編成の検討

- イ 職員の安否確認及び増員の検討
- ウ 職員の交代・健康管理
- エ 受援体制の整備

5 参集における留意事項

職員は、次の事項に留意して参集する。

- (1) 必ず家族の安否確認及び安全を確保した後に速やかに参集する。
- (2) 服装は、活動しやすく安全を確保できるものを着装する（例：ヘルメット、手袋、底の厚い靴等）。
- (3) 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、水、食料、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- (4) 所定場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関等へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出を優先し、救出後には、可能な限り迅速に参集する。
- (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

第2 初期活動体制

1 通常体制

市は、平常時から、主として地震による被害発生の有無等について情報収集・報告を行い、連絡調整に万全を期する。

危機管理課は、必要な備品類として防災関係機関の連絡リスト、メモ帳及び市管内図を用意する。

(1) 活動組織

各部局長の指示に従い、定められた職員をもって組織する。

また、状況により上位の体制に迅速に移行できるよう努める。

(2) 体制の解除・移行

市民生活部長は、次の基準に達した場合、初期活動体制に移行する。

- ア 災害の発生等により、通常体制から初期活動体制に移行する必要があるとき。
- イ 県内又は他県で被害が発生し、通常体制から初期活動体制に移行する必要があるとき。
- ウ その他市長が必要と認めた場合。

2 初期活動体制

(1) 災害対策初期活動本部の活動

市は、初期活動体制をとった場合、災害対策初期活動本部を原則、本庁舎3階301会議室に設置し、児玉総合支所職員は児玉総合支所に参集する。その後、被害発生状況の把握のため、次に示す活動を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

- ア 地震情報の収集・伝達
- イ 被害情報の収集・伝達
- ウ 避難情報発令の検討
- エ 指定避難所の開設準備

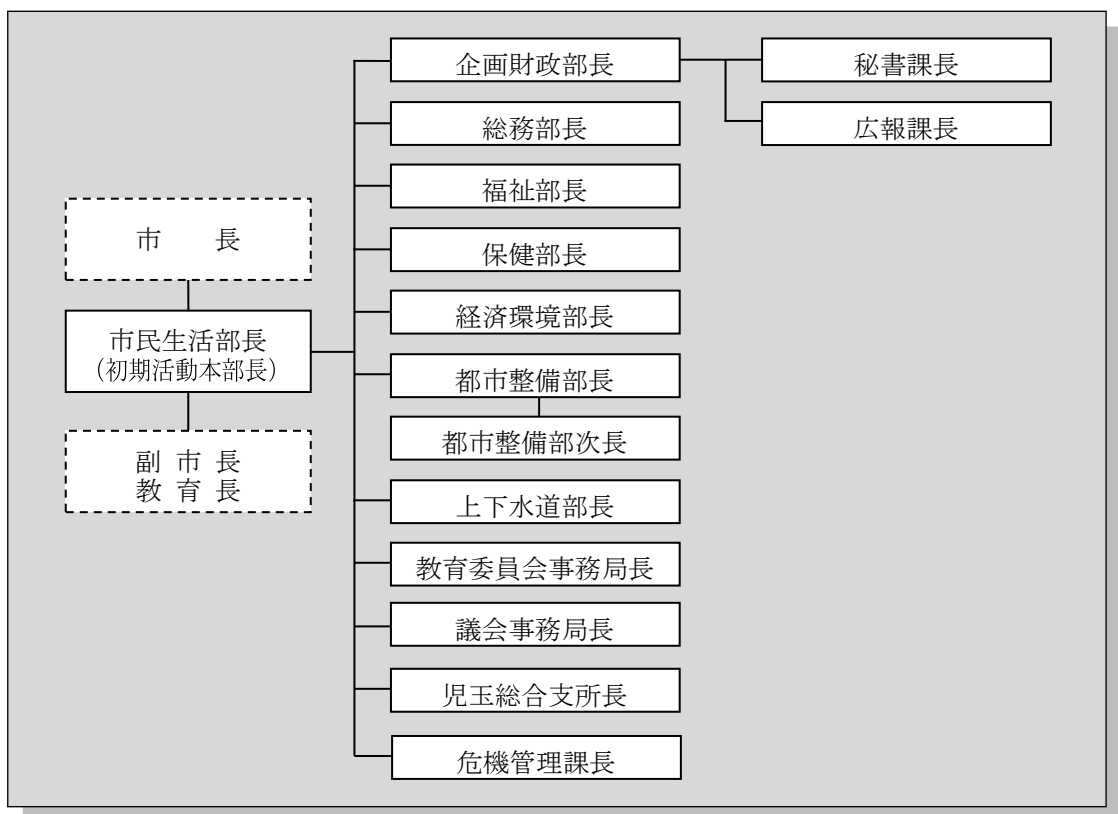
- オ 広報活動の準備
- カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 災害対策初期活動本部の組織

災害対策初期活動本部は、市長、副市長、教育長、市民生活部長及び関係部課長をもって組織する。また、各種計画等に基づき、部局内において対策本部等を設置した場合、災害対策初期活動本部と連携を図りながら対応を行う。

なお、初期活動本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第1 職員の動員計画」を参照のこと。）。

【災害対策初期活動本部の組織編成】



(3) 災害対策初期活動本部の協議内容

災害対策初期活動本部が実施する協議内容は、次に示すとおりである。

- ア 市内の被害状況のまとめ
- イ 避難情報の発令の検討
- ウ 指定避難所開設準備等の応急活動内容の指示
- エ 資機材、食料等の供給と輸送

(4) 災害対策初期活動本部の備品類

災害対策初期活動本部が必要な備品類は、次に示すとおりである。

- ア 災害対策初期活動本部の標識
- イ 地域防災計画
- ウ 各種災害対応マニュアル

- エ 各種名簿（市職員名簿、消防団・防災関係機関の連絡先名簿）
- オ 市域全体の図面及び住宅地図、道路管内図
- カ 会議記録簿
- キ ホワイトボード
- ク 内線電話機器
- ケ IP無線
- コ 危機管理課物理端末PC
- サ テレビ
- シ プリンター

(5) 初期活動本部の廃止・体制の移行

災害対策初期活動本部長は、次の基準に達した場合は、初期活動体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ア 初期活動体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- イ 災害の発生等により、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。
- ウ 県内又は他県で被害が発生し、初期活動体制から非常体制に移行する必要性が生じたとき。

第3 非常体制

市は、市内に被害を及ぼす地震災害が発生した場合又は被害が発生する恐れがある場合において、非常体制を敷き災害対策基本法第23条の2の規定及び本庄市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、可能な限り迅速に各部班を組織し、災害対策本部の運営にあたる。各部班は、事務分掌に基づき、まずは、初期の応急対策を実施し、被災者の救護にあたる。また、市機関の存在を市民に知らせて、事態の混乱を最小限に抑えるよう努め、他の防災関係機関と速やかに連絡を取合い、協力体制の整備を図る。

なお、非常体制となる震度5強以上の揺れが発生した場合、業務継続計画に基づき、該当する業務以外の業務は中断し、災害情報の収集や当面の応急対策等の災害業務を行う。

応急対策は原則として、災害応急対策実施責任者（市長）において、それぞれ法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、「本節 第1 1 活動体制と配備基準」に準ずる。

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、各部班との連絡調整を円滑に行うため本庁舎6階大会議室に設置し、本庁舎の正面玄関に「本庄市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、第一代替場所として児玉総合支所に、第二代替場所として現業棟2階会議室の順で設置する。第三代替場所以降は、その都度災害対策本部長（以下「本部長」という。）の判断に基づき設置する。

(3) 実施責任者

本部長は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民生活部長

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、次の手順による。

【災害対策本部の設置手順】

NO.	項目	内容
①	市役所の被害状況の把握	財務班は、市役所の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を統括班に報告する。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	職員受援班は、勤務時間内の発災の場合、直ちに各班から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、統括班に報告する。
③	通信機能の確保	統括班及び消防本部は、防災行政無線（固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立上等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	財務班による市役所の安全確認後、統括班は、市役所内に災害対策本部室を設置する。市役所が被災し災害対策本部室の設置ができない場合、統括班は、その他各部の協力のもと施設代替順位に従い、災害対策本部室を設置する。
⑤	本部設置の掲示	統括班は、市役所玄関に「本庄市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	執務場所を所定の場所に設置できない場合、関係各班は、統括班と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

(5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに災害対策本部を廃止する。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて次のとおり実施する。

【設置及び廃止の通知】

区分	内容
勤務時間内	危機管理課（統括班）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送等により庁内各部署に通知する。 出先機関を所管する関係各課（各班）は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外（設置のみ）	各職員は、テレビ、ラジオ等による市域の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。

イ 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず総務省消防庁にも通知する（「火災・災害等即報要領」（令和元年6月消防応第12号））。総務省消防庁への連絡は、次に示すとおりである。

【本部設置及び廃止の通知・公表】

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
県消防防災課	災害オペレーション支援システム	情報収集記録班
	防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
児玉郡市広域消防本部	災害オペレーション支援システム	情報収集記録班
	防災行政無線、電話、ファクシミリ	統括班
本庄市防災会議委員	電話、ファクシミリ	統括班
本庄市社会福祉協議会	電話、ファクシミリ	市民班
市議会	電話、ファクシミリ、タブレット端末	議会班
報道機関	電話、ファクシミリ	広報班
応援協定締結自治体	電話、ファクシミリ	統括班
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	市民班
市民	防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール	統括班
	市ホームページ、SNS等	広報班

【消防庁への連絡先】

報告先	通信手段	番号	
		電話	ファクシミリ
応急対策室 〔平日（9:30～18:30）〕	一般加入電話	03-5253-7527	03-5253-7537
	消防防災無線	9049013	9049033
	地域衛星通信	TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	03-5253-7777	03-5253-7553
	消防防災無線	9049102	9049036
	地域衛星通信	TN-048-500-9049102	TN-048-500-9049036

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の運営については、次に示すとおりとする。

(1) 本部長（市長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 各部班

災害対策本部の各部班は、定められた事務分掌（「本節 第3 6 (2) 各部班の事務分掌」）に従って災害応急対策を遂行する。

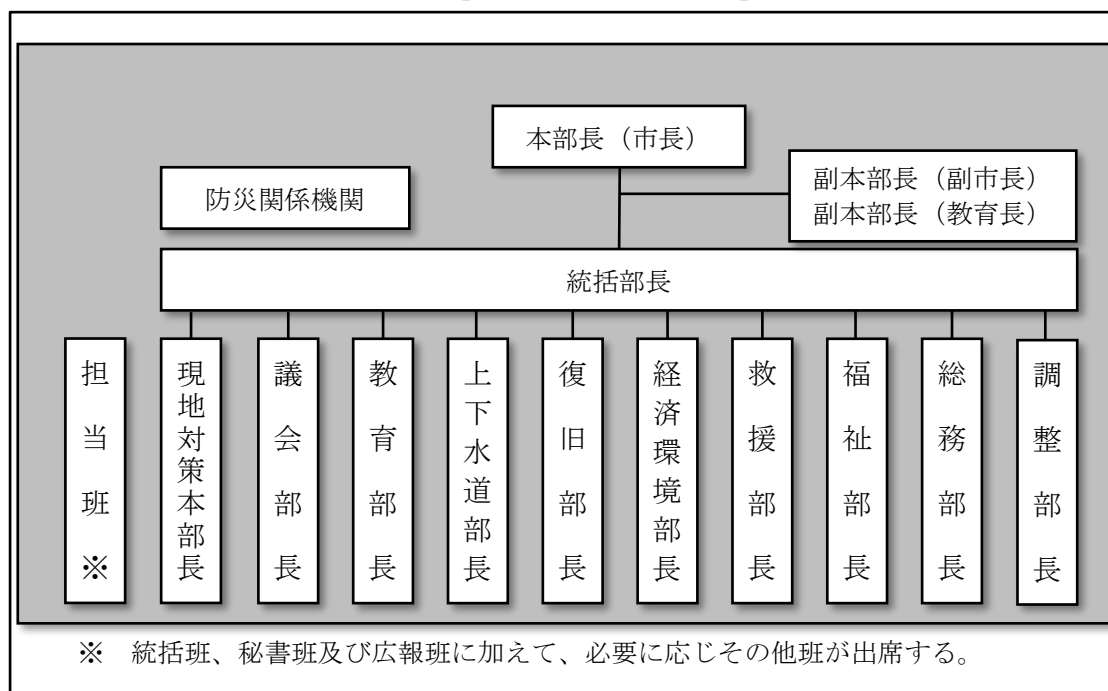
3 本部会議

本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成し、次の事項について適時協議、調整する。また、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の進行は、危機管理課長が行い、事務は、統括班が担当する。

- (1) 応急対策の基本方針に関すること（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）。
- (2) 動員配備体制に関すること。
- (3) 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- (4) 避難の指示に関すること。
- (5) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (6) 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 隣接市町との相互応援に関すること。
- (8) 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- (9) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (10) 応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 本部の廃止に関すること。
- (12) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

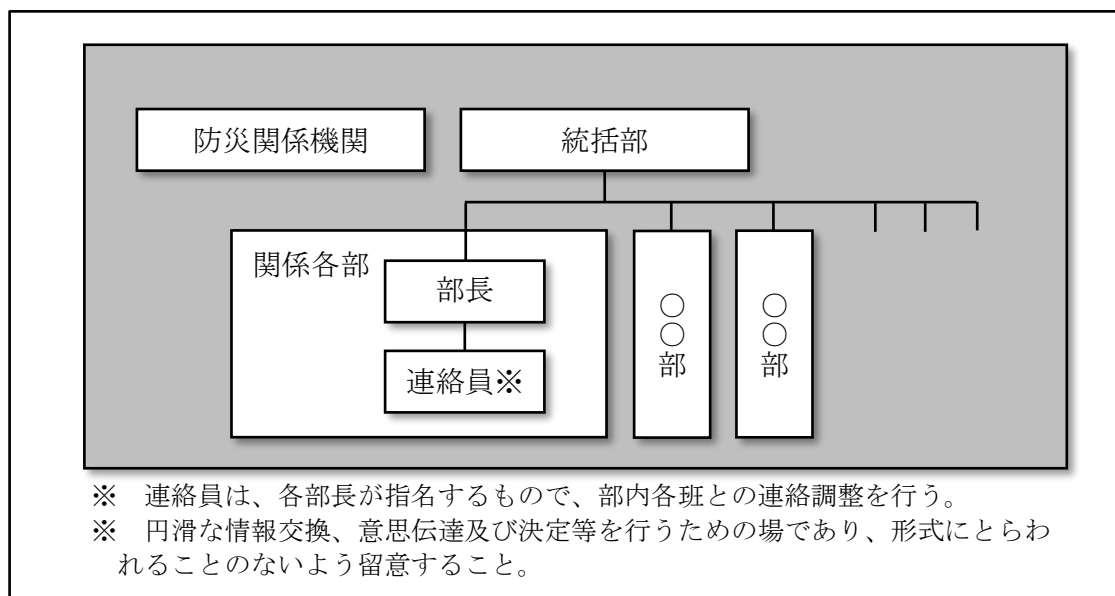
【本部会議の組織編成】



4 合同調整会議

災害対策本部における各部各班の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行う。

【合同調整会議の組織編成】



5 現地災害対策本部

本部長は、災害の規模その他の状況により、災害応急対策を遂行するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- (1) 現地本部長は、児玉総合支所長とし、児玉総合支所長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

【現地本部長の代行順位】

第1順位	第2順位	第3順位
支所総務課長	支所環境産業課長	支所市民福祉課長

- (2) 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

【資料編 第4節 第5】『本庄市災害対策本部条例』参照

【資料編 第4節 第6】『本庄市災害対策本部に関する規程』参照

6 災害対策本部の組織、事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

【本庄市災害対策本部組織図】

部名（部長）	班名（班長）／各課
統括部 （市民生活部長）	統括班（危機管理課長） 危機管理課
	市民班（市民活動推進課長） 市民活動推進課、市民課
	支所統括班（支所総務課長） 支所総務課
	支所市民生活班（支所市民福祉課長） 支所市民福祉課
	秘書班（秘書課長） 秘書課
	広報班（広報課長） 広報課
調整部 （企画財政部長）	情報収集記録班（企画課長） 企画課
	財務班（財政課長） 財政課
	情報システム班（情報システム課長） 情報システム課
	職員受援班（行政管理課長） 行政管理課、監査委員事務局 ※受援に係る担当者を動員する。
	調査班（課税課長） 課税課、収納課
	会計班（会計課長） 会計課
福祉部 （福祉部長）	福祉班（地域福祉課長） 地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課
救援部 （保健部長）	医療班（健康推進課長） 健康推進課、保険課
	保育班（保育課長） 保育課、子育て支援課、こども家庭センター
	環境班（環境推進課長） 環境推進課
経済環境部 （経済環境部長）	商工班（商工観光課長） 商工観光課、産業開発室
	農政班（農政課長） 農政課、農業委員会事務局
	支所経済環境班（支所環境産業課長） 支所環境産業課
	次長
	建設班（道路管理課長） 道路管理課、道路整備課、都市計画課、市街地整備室
上下水道部 （上下水道部長）	建築班（建築開発課長） 建築開発課、営繕住宅課
	水道班（水道課長） 水道課
	下水道班（下水道課長） 下水道課
教育部 （教育委員会事務局 長）	教育班（教育総務課長） 教育総務課、学校教育課
	施設班（生涯学習課長） 生涯学習課、スポーツ推進課、図書館
	文化財班（文化財保護課長） 文化財保護課
	議会部（議会副事務局長） 議会事務局
現地対策本部 （児玉総合支所長）	児玉総合支所班（支所総務課長） 現地対策本部長（児玉総合支所長）に指定された職員 ※原則、支所総務課、支所市民福祉課、支所環境産業課等とする。

(2) 各部班の事務分掌

各部班の事務分掌は、次に示すとおりである。

【災害対策本部の事務分掌】

区分	事務分掌
各部共通事項	1 事務分掌に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成を含む。）の作成に関すること。 2 事務分掌に必要な資機材の調達に関すること。 3 事務分掌に係る機関・団体との連絡調整及び応援・受援に関すること。 4 事務分掌に係る専門ボランティアとの調整に関すること。 5 所管施設の保全、利用者の安全確保に関すること。 6 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 7 指定避難所の開設・運営支援に関すること。 8 管理施設に災害対応拠点が設置される場合の設置運営の協力に関すること。 9 他班に属さない事項に関すること。 10 本部長の指示による他班への応援に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
統括部 ◎市民生活部長	統括班 〔危機管理課〕 ○危機管理課長	1 防災会議に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 本部事務局に関すること。 4 本部員の動員に関すること。 5 各班所管の指定避難所開設の指示に関すること。 6 各班及び市消防団の動員、連絡調整に関すること。 7 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 8 市民への避難指示等に関すること。 9 県、消防機関、警察、自衛隊、応援協定隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。 10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 11 他市町村との連絡調整に関すること。 12 帰宅困難者対策の総括に関すること。 13 安否確認、捜索、救助活動の総括に関すること。 14 水防活動の総括に関すること。 15 防災行政無線等の送受信に関すること。 16 備蓄物資の総括に関すること。 17 市災害対策本部活動の総括に関すること。 18 激甚災害指定手続きに関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	市民班 〔市民活動推進課〕 〔市民課〕 ○市民活動推進課長	1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (災害ボランティアセンターに関すること) 2 市民の避難誘導に関すること。 3 被災者台帳の作成等、被災者の被害状況の取りまとめに関すること。 4 被災者相談窓口設置に関すること。 (コールセンター・市民相談等に関すること) 5 市民及び外国人の安否情報に関すること。 6 不明者の身元確認に関すること。 7 本部員との連絡活動に関すること。 8 被災者に対する国民年金等の免除等に関すること。 9 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。 10 外国人等への支援に関すること。
	支所統括班 〔支所総務課〕 ○支所総務課長	1 児玉地域の災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 2 安否確認、捜索、救助に関すること。 3 児玉地域の配車及び車両確保に関すること。
	支所市民生活班 〔支所市民福祉課〕 ○支所市民福祉課長	1 福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 要配慮者への支援に関すること。 3 災害救助法の適用に関する調査連絡に関すること。
調整部 ◎企画財政部長	秘書班 〔秘書課〕 ○秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 県、国等の災害地視察受入に関すること。
	広報班 〔広報課〕 ○広報課長	1 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。 2 報道関係機関との連絡調整に関すること。
	情報収集記録班 〔企画課〕 ○企画課長	1 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関すること。 3 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 4 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 5 復興計画に関すること。
	財務班 〔財政課〕 ○財政課長	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 市有財産の保全及び被害調査に関すること。 3 公用負担等による損失補償、弁償等に関すること。 4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 5 災害に係る物品の購入契約に関すること。 6 配車計画、車両確保及び燃料確保に関すること。 7 庁舎の警備に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	情報システム班 〔情報システム課〕 ○情報システム課長	1 災害対策時の情報システム管理に関すること。 2 情報システム及びネットワークの障害発生状況調査、報告並びに必要な対策に関すること。
総務部 ◎総務部長	職員受援班 〔行政管理課〕 〔監査委員事務局〕 ○行政管理課長 ※受援に係る担当者を動員する。	1 職員の動員に関すること。 2 応援職員の派遣に関すること。 3 職員の配置状況の集約に関すること。 4 職員の公務災害に関すること。 5 職員の食料、飲料水の確保に関すること。 6 災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 7 職員の健康管理に関すること。 8 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 9 災害対策のための労働力の確保に関すること。 10 応援団体との調整に関すること。 11 受入環境の確保に関すること。 12 応援職員、物資等の要請・受入に関すること。
	調査班 〔課税課〕 〔収納課〕 ○課税課長	1 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 2 被災地籍の調査に関すること。 3 被災家屋（土地）及び居住者の調査及び報告に関すること。 4 被災証明の発行に関すること。
	会計班 〔会計課〕 ○会計課長	1 災害経費の出納に関すること。 2 災害見舞金の一時保管に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
福祉部 ◎福祉部長	福祉班 〔地域福祉課〕 〔生活支援課〕 〔障害福祉課〕 〔高齢者福祉課〕 〔介護保険課〕 ○地域福祉課長	1 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （災害ボランティアセンターに関するものを除く。） 2 災害救助法による救助計画及びその協議に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4 高齢者福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営及びその維持管理に関すること。 6 避難行動要支援者に関すること。 7 被災者に対する生活保護に関すること。 8 被災者生活再建支援法に関すること。 9 障害者等への支援に関すること。 10 義援金品に関すること。 11 生活資金等に関すること。 12 災害弔慰金等に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
救援部 ◎保健部長	医療班 〔健康推進課〕 〔保険課〕 ○健康推進課長	1 医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 病院施設設備の被害状況の把握に関すること。 3 医療救護班（医療関係者により構成）の編成、配置及び救護所の開設、応急治療並びに医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 5 医療に関する救援労力の要請、受入及び配置に関すること。 6 患者の収容に関すること。 7 感染症の予防に関すること。 8 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 9 国民健康保険税等の減免に関すること。 10 国民健康保険及び後期高齢者医療の資格確認に関すること。
	保育班 〔保育課〕 〔子育て支援課〕 〔こども家庭センター〕 ○保育課長	1 保育所等の乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 2 応急保育計画に関すること。 3 妊産婦、乳幼児等への支援対策に関すること。 4 児童福祉施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
経済環境部 ◎経済環境部長	環境班 〔環境推進課〕 ○環境推進課長	1 災害による廃棄物対策に関すること。 2 被災地のゴミ、し尿の収集等、公衆衛生に関すること。 3 仮設トイレの調達・設置に関すること。 4 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関すること。 5 環境衛生、食品衛生及び劇物・毒物の安全対策に関すること。 6 指定避難所の衛生等に関すること。 7 動物の保護等に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。 9 その他応急衛生対策に関すること。 10 災害時の死亡者の処置及び埋葬等に関すること。
	商工班 〔商工観光課〕 〔産業開発室〕 ○商工観光課長	1 観光商工関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害用食料及び衣料、生活必需品の確保並びに指定避難所等への配分に関すること。 3 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 4 商工団体との連絡調整に関すること。 5 災害に関連した失業者の対策に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。
	農政班 〔農政課〕 〔農業委員会事務局〕	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物及び家畜の防疫に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
	○農政課長	4 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関する こと。 5 農業団体との連絡調整に関すること。 6 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策 に関すること。 7 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 8 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 家畜及び鳥獣の保護等に関すること。 10 被災農林業家の災害融資に関すること。 11 主食（米等）の確保に関すること。 12 災害用食料及び衣料、生活必需品の確保並びに指定避難所等へ の配分に関すること。 13 応急公用負担に関すること。
	支所経済環境班 〔支所環境産業 課〕 ○支所環境産業 課長	1 道路及び水路の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 災害による廃棄物対策に関すること。 4 被災地のごみ、し尿の収集等、公衆衛生の把握に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 防疫及び公衆衛生の確保に関すること。 7 市営住宅の被害状況の把握に関すること。 8 農地、農作物、家畜及び農業用施設の被害状況の把握に関する こと。 9 林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策 に関すること。 10 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 11 牧畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
復旧部 ◎都市整備 部長	共通事務	1 建設業者との連絡調整に関すること。 2 建設機械・車両の借上げ・配車及び建設資材の確保調達に関する こと。 3 土木建設に係る救援労力の要請、受入及び配置に関すること。 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に関すること。
	建設班 〔道路管理課〕 〔道路整備課〕 〔都市計画課〕 〔市街地整備室〕 ○道路管理課長	1 河川、橋りょう、その他公共土木施設等の被害調査、報告及び必 要な対策に関すること。 2 土砂災害の危険箇所の調査及び応急復旧に関すること。 3 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 4 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 5 仮設道路、橋りょう等の建設に関すること。 6 家屋の浸水調査取りまとめに関すること。 7 河川周辺地区の排水対策に関すること。 8 水防活動に関すること。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
		9 障害物の除去に関する事。 10 応急公用負担に関する事。 11 その他の応急土木建設対策に関する事。
	建築班 〔建築開発課〕 〔営繕住宅課〕 ○建築開発課長	1 応急危険度判定に関する事。 2 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急対策に関する事。 3 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関する事。 4 市有建築物の応急修理に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。
上下水道部 ◎上下水道 部長	水道班 〔水道課〕 ○水道課長	1 上水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関する事。 3 飲料水の水源の確保に関する事。
	下水道班 〔下水道課〕 ○下水道課長	1 下水道施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 幹線管きょ等の機能復旧に関する事。 3 集落排水処理場、管きょ・ポンプ施設等の機能復旧に関する事。
教育部 ◎教育委員 会事務局長	共通事務	1 指定避難所の開設・運営に関する事。 2 災害警備に関する事。 3 所管施設の維持管理に関する事。
	教育班 〔教育総務課〕 〔学校教育課〕 ○教育総務課長	1 学校教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。 4 災害時における応急教育計画に関する事。 5 教員及び学校教育関係要員の要請、受入並びに配置に関する事。 6 学校の応急保健に関する事。 7 避難所担当職員の派遣に関する事。
	施設班 〔生涯学習課〕 〔スポーツ推進課〕 〔図書館〕 ○生涯学習課長	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 避難所担当職員の派遣に関する事。
	文化財班 〔文化財保護課〕 ○文化財保護課長	1 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。 2 避難所担当職員の派遣に関する事。
議会部 ◎議会事務 局長	議会班 〔議会事務局〕 ○議会副事務局長	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 市議会議員との対応に関する事。

部名 ◎部長	班名 〔担当課名〕 ○班長	事務分掌
現 地 対 策 本 部 ◎ 児 玉 総 合 支 所 長	児玉総合支所班 〔現 地 対 策 本 部 長（児玉総合支所 長）に指定された 職員〕 ○支所総務課長	1 災害応急対策に関すること。

7 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 議会との連絡調整

議会班は、災害が発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

ウ 視察・見舞者の応接

秘書班は、国、県及びその他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

エ 会計処理

会計班は、災害時の適切な経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

職員受援班は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の健康管理

応急対策活動が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事する等、職員の心身両面の負担が大きい場合、医療班は、職員受援班と連携し、職員の健康管理に努める。

エ 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は応急対策活動が長期化することから、職員受援班は、統括班及び医療班と連携し、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、長期持続をできる応急活動体制に努める。

オ 公務災害処理

職員受援班は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

8 災害対応チームの編成

市は、被災者ニーズや平常時における訓練の成果等に応じて、本部のもとに、各部局横断的な災害対応チームを設置する。災害対応チームを設置しない場合における各部局横断的な業務に関しては、統括班及び職員受援班が調整し、災害対応チームが担うべき業務を行う。

災害対応チームは、主務部長、幹事班を設置し編成する。災害対応チームの編成例は、次のとおり。

【災害対応チームの編成例】

災害対応チームの名称	主務部長	幹事班
巡回サービスチーム	救援部長	医療班
外国人安全確保調査チーム	統括部長	市民班
防疫チーム	救援部長	医療班
道路事故調査チーム	復旧部長	建設班
被害認定調査チーム	総務部長	調査班
避難行動要支援者支援チーム	福祉部長	福祉班

第4 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。

市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を開始する。

1 公共的団体及び民間団体への協力依頼

職員受援班は、関係各班と連携し、必要に応じて、市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を行う。

これら公共的団体及び関係する部署を次に示す。

【市内の主な公共的団体等と関係部署】

市内の公共的団体等	関係部署
(福) 本庄市社会福祉協議会	福祉班(災害ボランティアセンターに関する ことを除く)、市民班(災害ボランティアセ ンターに関すること)
本庄市民生委員・児童委員協議会	福祉班
(一社) 本庄市児玉郡医師会	医療班
本庄市児玉郡歯科医師会	医療班
本庄市児玉郡薬剤師会	医療班
埼玉ひびきの農業協同組合	農政班
本庄商工会議所、児玉商工会	商工班、支所経済環境班
(一社) 埼玉県建設業協会児玉支部	建設班

2 自衛隊派遣要請

統括班は、職員受援班と連携し、災害対策基本法に基づき自衛隊の派遣要請を行う。

3 国、県等の応援要請

職員受援班は、関係各班と連携し、災害対策基本法等に基づき国の関係省庁、県、災害時応援協定締結先、他市町村（協定締結市町村を除く）、指定公共機関職員の派遣等の応援を要請する。

第5 災害救助法の適用

災害に際し、食料その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図る必要がある。市は、市内の被害が災害救助法に定めるところに該当すると見込まれる場合は、災害救助法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

【資料編 第5節 第1】『災害救助基準』参照

【資料編 第5節 第2】『災害救助の種類と実施者』参照

【資料編 第5節 第3】『本庄市の災害救助法適用基準』参照

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次に示すとおりである。

災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態における被災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべ

き性質のものである。

なお、被災した住宅の応急修理に関して、令和5年6月16日に災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準が改正され、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行えることとなったことに留意する。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出その他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
- ケ 生業に必要な資金の貸与
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬
- シ 死体の搜索
- ス 死体の処理
- セ 障害物の除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市は、その費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

災害救助法が適用され、救助活動を実施した場合、担当部署は、各種帳簿類を確保し、福祉班に報告する。

【災害救助法適用・実施時の各種帳簿類】

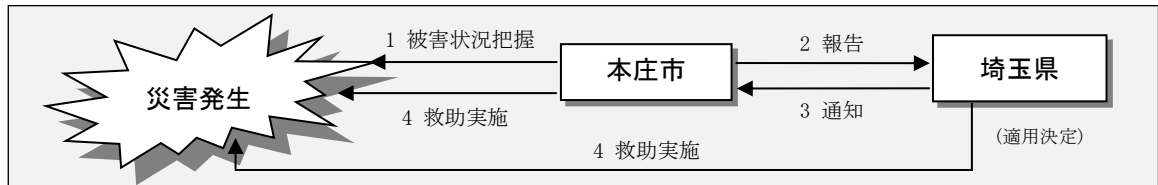
- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 救助の種目別物資受払状況
- (3) 活動状況記録簿
- (4) 支払い証拠書類 等

費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に準じて行う。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

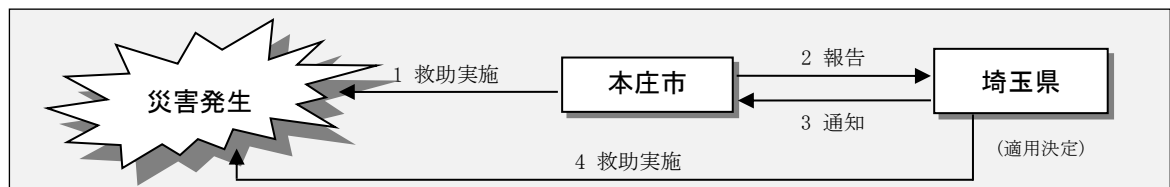
市は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市域にかかる被害が適用基準に該当する場合、適用される。

【資料編 第5節 第3】『本庄市の災害救助法適用基準』参照

(3) 被災世帯の算定

住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数は、被災世帯の算定基準に基づき算定する。

(5) 県への報告

市は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、県の制度等を活用し、本部長が必要と認める範囲において市が救助を実施する。

第2節 情報の収集・伝達

■ 基本方針

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や市民へ的確に伝達する。

「情報の収集・伝達」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 地震に関する情報の収集・伝達	統括班、支所統括班、広報班
第2 市民からの通報・問合せ対応	市民班、統括班、広報班、関係各班
第3 災害情報の収集・伝達・共有	市民班、統括班、広報班、関係各班、情報収集記録班
第4 広報活動	広報班、統括班、福祉班、支所統括班、市民班、関係各班
第5 広聴活動	広報班、市民班、関係各班
第6 消防活動	消防本部、統括班、消防団

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や市民へ的確に伝達する。

1 地震情報の収集

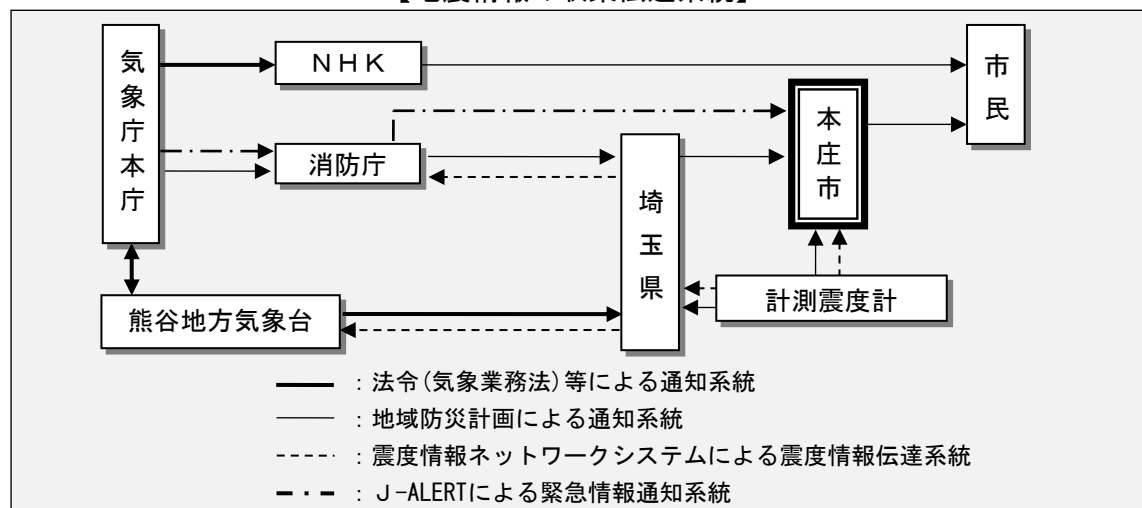
統括班及び支所統括班は、気象庁発表の緊急地震速報、震度速報、地震情報等の震度に関する情報を収集する。

広報班は、必要に応じ防災行政無線、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を通じて市民に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次図に示すとおりである。

【地震情報の収集伝達系統】



3 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市は、市域に地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線を活用し、市民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第2 市民からの通報・問合せ対応

災害時には、本庄市内外の市民から多数の通報・問合せ電話が殺到することが予想されることから、それらの通報・問合せへの対応を迅速かつ的確に処理する。

1 市民からの通報の対応

市民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、市民班は、通報を記録し、統括班へ連絡するとともに関係各班で情報を共有し、情報の効果的な活用を図る。

関係各班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は関係機関に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条第4項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は、次に示すとおりである。

【気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項】

区分	内容
気象に関する事項	著しく異常な気象現象（例えば、たつ巻等）
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感じるような地震
火山に関する事項	噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

2 市民からの問合せの対応

市民から市へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、市は、次に示すとおり対応する。

なお、電話による問合せに対しては、市民班が業務を行い、関係各班への取次を行う。

- (1) 市民班は、市民からの問合せを受け、関係各班へ取次を行うとともに、統括班へ伝達する。
- (2) 統括班は、把握した情報を集約、検討する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）
- (3) 統括班は、本部内で検討を行い、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を広報班に報告する。
- (4) 広報班は、市民へ広報する。

第3 災害情報の収集・伝達・共有

市に災害が発生した場合、被害状況調査及び災害情報の収集は、市における災害応急対策、災害復旧の基礎となるため、消防本部及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に行う。

また、大地震のような同時多発型災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することが困難となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資、資機材の調達等、様々な応急対策の実施を県、国及びその他関係機関に要請していく必要があることから、市の被害状況や措置状況を県に逐次報告する。

1 被害規模の目安の把握

統括班は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市及び隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるか等を見極める。

2 発災初期における被害状況の把握・伝達

(1) 情報の収集・記録・整理

ア 各班による情報収集

各班は、被害調査を実施し、被害状況を整理する。また、市民から通報される情報を整理する。整理した情報については、情報収集記録班に報告する。

イ 市民班によるコールセンター対応

市民班は、コールセンターを設置し、電話交換室と連携しコールセンター業務を実施する。

ウ 情報収集記録班による情報の記録・整理

情報収集記録班は、収集した情報について、空間情報システム及び埼玉県災害オペレーション支援システムに登録する。県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（「火災・災害等即報要領」（令和元年6月消防応第12号））。また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

情報収集記録班は、収集した情報について、合同調整会議による対応の是非を検討する。

なお、情報収集記録班は、収集した次の情報を地図にプロットする等、情報をわかりやすく集約、整理し、統括班がとりまとめを行う。

- (ア) 死者、行方不明者の発生数及び発生地点
- (イ) 要救出現場の発生地点
- (ウ) 火災、崖くずれ等の発生地点
- (エ) 指定避難所の開設地点
- (オ) 物資集配拠点
- (カ) 通行不能区間、交通規制地点
- (キ) 停電、断水区域等
- (ク) 指定避難所の避難人数等
- (ケ) ヘリポート

- (コ) 物資輸送拠点
- (サ) ごみの集積地
- (シ) 応急仮設住宅の建設予定地
- (ス) その他必要な情報

エ 応急対策終了時の報告

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、できるだけ速やかに県に被害状況の確定報告を行う。

【埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）】

被害速報		確定報告
勤務 時間内	県災害対策課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 84-6-8181、FAX 84-6-8159	県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線
勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-830-8119 防災行政無線 TEL 84-6-8111、FAX 84-6-8119	TEL 84-6-8181 FAX 84-6-8159

(2) 情報を収集する際の留意事項

次に示す事項に留意して報告する。

- ア 被害（火災、生埋め等）の発生地域・地点
- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。報告時点において判明している最新の情報とする。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難情報、指定避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）
- エ 水道、電話、電気及びガスについては、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

3 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次表に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに所属部長に情報を伝達する。

各部長は、伝達された情報を整理して情報収集記録班に報告する。

【被害情報等の収集担当班一覧】

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
災害情報	震源、震度	統括班	危機管理課長
	水・火災	消防本部	—
	液状化、地盤沈下	建設班	道路管理課長
	土砂災害	建設班	道路管理課長
	台風進路、気象注意報・警報、 降雨、風速・風向、河川水位	統括班	危機管理課長
	SNS情報	広報班	広報課長
	市民からの通報	各班	—
人的被害	死者、負傷者、行方不明者	市民班 医療班 消防本部	市民活動推進課長 健康推進課長 —
	避難者（指定避難所）	教育班、施設班、 文化財班	教育総務課長、生涯学習課長
	避難行動要支援者	福祉班	地域福祉課長
	帰宅困難者	会計班	会計課長
	被災者情報のとりまとめ（被災者台帳）	市民班	市民活動推進課長
一般建築物被害	全壊、大規模半壊、半壊、中規模半壊、準半壊、一部損壊、床上床下浸水	調査班	課税課長
公共土木・建築施設等の被害・復旧	道路・橋りょう、河川・水路等	建設班	道路管理課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	水道班	水道課長
	下水道	下水道班	下水道課長
	ガス、電気、電話	建設班	道路管理課長
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉班	地域福祉課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	医療班	健康推進課長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	環境班	環境推進課長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設	商工班	商工観光課長
	農産物	農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育班	教育総務課長
	社会教育施設	施設班	生涯学習課長
	児童福祉施設	保育班	保育課長
	給食施設	施設管理者	施設管理者
	文化財	文化財班	文化財保護課長
公共交通施設の被害・復旧	公共交通機関等	建設班	都市計画課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防本部	—

(2) 本部会議への災害情報の報告

統括班は、情報分析を行うとともに本部会議に報告する。本部会議は、被害情報等から災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

4 被災者台帳の作成

災害時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた支援の実施を図るため、市民班は、情報収集記録班の収集した情報をもとに、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、災害対策基本法の改正に伴い、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報の活用は可能と位置づけられている（災害対策基本法第90条の3及び第90条の4）。

5 安否不明者等の氏名等公表

担当部署は、安否不明者等の氏名等公表に当たり、埼玉県が作成した「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月埼玉県）に基づき、安否不明者のリスト作成、家族等への同意確認、県及び救出・救助活動を実施する警察・消防機関との情報共有等を行う。

第4 広報活動

災害時における人の心の安定と、災害応急対策活動の円滑かつ効果的な実施のため、迅速かつ的確な災害広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広報活動を展開する。

なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

1 広報活動の方針

統括班は、広報班と連携して、地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するように努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として統括班により情報収集したものを、広報班が広報事項の収集・整理を行い、本部会議による広報内容の審査・決定を経て、広報班による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

市民への広報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を巻き込む状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、市民（避難者・指定避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

2 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次に示す情報の提供に留意する。

【広報内容と担当班】

内容	担当班
住宅の確保等に関する情報	建築班
義援金品の配布等に関する情報	福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	福祉班
保健環境衛生に関する情報	医療班、環境班
生活資金、融資等に関する情報	福祉班、商工班、農政班

(2) 広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報班は、災害直後において、安全に係る情報について、可能な限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。以降、生活の維持に係る情報や生活の再建に係る情報について、広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次に示すとおりである。

【時間の経過と広報内容】

時 期	発生～3日頃	4日～1週間頃	2週間～1か月
区 分	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
広 報 内 容	①地震等の情報 ②災害の発生状況 ③応急対策の状況 ④二次災害に関する情報 ⑤避難情報 ⑥安否情報 ⑦応急救護所、医療機関の開設状況 ⑧道路・交通規制情報	①ライフライン情報 (被害状況と復旧見込み) ②食料、物資等供給情報 ③風呂、店舗等開業状況 ④鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤道路情報 ⑥医療機関の活動情報 ⑦治安情報	①住宅情報(応急仮設住宅、空家あっせん等(応急修理)) ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資情報等

(3) 広報手段

様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

なお、広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段であることから、広報紙による広報を重視する。

【広報の対象と広報内容】

広報の対象	広報内容
指定避難所収容者	➤ 広報紙、臨時広報紙の配布 ➤ 掲示板への掲出 ➤ 報道機関への情報提供による広報
指定避難所外の市民	➤ 広報紙の配布及び各公共施設での掲出 ➤ 報道機関への情報提供による広報
市外避難者	➤ インターネット、報道機関への情報提供による広報

3 要配慮者への広報

聴覚・視覚障害者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 聴覚障害者への広報

福祉班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、視覚情報による広報が必要である聴覚障害者に対して、掲示板への掲出、ファクシミリ、市ホームページ等のインターネット、エリアメール及び緊急速報メール等による広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

(2) 視覚障害者への広報

福祉班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、視覚障害者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるよう努める。

また、本庄市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、指定避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 外国人への広報

市民班は、広報班及び支所市民生活班と連携して、外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、次に示すとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

広報班は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供に当たっては、個人情報の公開に十分に配慮のうえ実施する。

また、放送を要請する場合、広報班は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行うが、県への連絡が途絶する等やむを得ない場合は、市から直接要請する。なお、本庄ケーブルテレビ及びほんじょうFMについては、市から直接要請する。

報道機関に対して、次に示す事項を中心に災害情報を提供する。

ア 地域の被害状況等に関する情報

イ 避難に関する情報

(ア) 避難指示等に関すること

(イ) 避難施設に関すること

ウ 地域の応急対策活動の状況に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること

(ウ) 電気、水道等の復旧に関すること

エ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること

(イ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること

(ウ) 防疫に関すること

(エ) 各種相談窓口の開設に関すること

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、広報班を窓口にして対応する。

第5 広聴活動

被災者から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

1 各種相談窓口の設置

市民班は、被災市民からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各班及び関連機関と協力し、次に示す各種相談窓口を設置する。

(1) 市役所等での相談窓口の設置

(2) 各指定避難所の巡回相談

(3) 電話相談窓口の設置

(4) 他機関（国、県及び防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

2 相談の内容

各種相談の内容は、次に示すとおりとする。

(1) 生活再建相談

ア り災証明書発行

イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付け等

ウ 倒壊家屋の処理

エ 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん

オ その他生活相談

(2) 事業再建相談

ア 中小規模の民間事業者関係融資

イ 農業関係融資

ウ その他融資制度

(3) 消費生活相談

市は、災害に伴う悪質商法等によりトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、必要により県、警察及び弁護士会等の関係機関に協力を求める。

(4) 安否情報

市は、安否確認の問合せが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

第6 消防活動

災害時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防本部は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 火災に関する情報の収集・伝達

消防本部を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報を基に、各機関で定められた方法により、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、市民に対する活動協力要請

消防本部は、自主防災組織や市民に対して、出火防止・初期消火等に協力するよう、統括班を通じて防災行政無線等により要請する。

(3) 消火活動

消防本部及び消防団は、次に示す要領で消火活動を実施する。

ア 地震発生直後は、居住地付近市民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。

イ 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

消防本部は、同時多発火災において、火災の延焼危険性が大きい場合又は要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、次に示すとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

(1) 応援要請の手続き

消防機関の応援要請の手続きについては、次に示すとおりである。

【消防機関の応援要請手続き手順】

- | | |
|---|--|
| ① | 消防本部は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに警防本部を設置する。 |
| ② | 警防本部は、応援要請等検討会議を開き、応援要請の可否を本部長に報告し、次に示す事項を決定する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模 ➤ 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊） ➤ その他受援に必要な事項 |
| ③ | 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県消防課に要請する。 |
| ④ | 本部長は、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。 |

(2) 応援要請の内容

県消防課への応援要請の内容については、次に示すとおりである。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 必要部隊の種別及び隊数
- カ 場外離着陸の状況
- キ 緊急消防援助隊の進出拠点及び候補地の状況
- ク 緊急消防援助隊の到着ルート及び市内の幹線道路状況

(3) 受援体制

受援体制については、「本章 第1節 第4 受援に関する活動」を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

消防本部は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との調整を図る。

5 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に次に示す消防活動を行う。

(1) 市民

- ア 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切る等、通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂の汲置きの水等で初期消火に努めるとともに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- エ 多数の市民が指定避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は、消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
- オ 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第3節 医療救護等対策

■ 基本方針

市は、災害発生直後、関係機関と連携し、搜索及び救出救助に当たるとともに、被災市民に対して、継続的な医療活動を行うための医療救護体制の確立に努める。また、避難所運営における感染症の防止、食中毒の防止に向けた対策に努める。一方で、災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索、検案、処理及び埋葬の迅速な実施に努める。

「医療救護等対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 救急救助	消防本部、消防団、関係各班
第2 医療救護	医療班、統括班、消防本部、広報班、関係各班
第3 防疫及び保健衛生	環境班、医療班、支所経済環境班、農政班
第4 遺体の取扱	市民班、福祉班、環境班、医療班、消防団

第1 救急救助

本部長は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する搜索及び救出救助について、関係機関との協力体制を確立し、迅速、的確に実施する。

また、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」のような大規模地震では、消防機関、警察署、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織及び事業者等からのマンパワーの提供及び土木建設業者等からは重機等（オペレータを含む。）の貸与を受けて、すべての力を結集して、搜索及び救出救助にあたる必要がある。

1 救急救助体制の確立

消防本部及び消防団は、救助隊及び救急隊を編成し、市及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

消防本部及び消防団は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

【救急救助の基本方針】

基本方針	内容
重傷者優先の原則	救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は可能な限り自主的な処置を行わせる。
要配慮者優先の原則	傷病者の多数の場合は、要配慮者等（高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦）の体力の劣っている者を優先する。
火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。
大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次に示すとおりとする。

- ア 傷病者の救出作業
- イ 傷病者の応急処置
- ウ 傷病者の担架搬送及び輸送
- エ 救急医療品、資機材の輸送
- オ 救護所から常設医療機関への輸送
- カ 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

- ア 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、消防本部及び署所周辺の災害情報等の収集並びに積載資機材の増強等を実施する。

- イ 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領

- ア 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

- イ 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資機材及び人員を活用して救出にあたる。

救出活動を要する現場に対する人員の確保は、次に示すとおりである。

- (ア) 消防職員の確保
- (イ) 消防団員の確保
- (ウ) 警察官の派遣要請

統括班は、警察署に対して警察官の派遣を要請する。

(エ) 自衛隊の派遣要請

統括班は、緊急に救出を要する市民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(オ) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入

(カ) その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、市民、民間事業者、各種団体等から人員の提供を受ける。

統括班は、民間事業者、各種団体等に提供依頼をする。

(キ) 医療機関との連絡協調

医療班は、傷病者を受入れるべき医療機関との連絡協調について、(一社)本庄市児玉郡医師会に対して協定に基づく医療コーディネーターの派遣を要請し、その活用を図るとともに、消防本部との連絡協調を維持し、協力体制の確立を期する。

ウ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

建設班は、地震発生後直ちに(一社)埼玉県建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

エ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、市災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

(ア) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに統括班に提供要請を行う。

(イ) 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、市民、民間事業者等の協力を積極的に求めていくこと。

(ウ) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。

(エ) 救出活動の重複を避けるため検索済みのところはわかるように印をつけておく。

(オ) 統括班は、必要に応じて、消防本部、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

オ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療行為を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

カ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を、担架隊により救護所等へ緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽傷者等の割込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

キ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

ク 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資機材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

ケ 消防団、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団、自主防災組織及び市民に指示し、現場付近の救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次に示すとおりである。

ア 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。

イ 負傷者多数の場合は、その状況を本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行う。

ウ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとる。

エ 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンдрーム」発症の可能性を考慮し、救出する。

※ クラッシュシンдрーム・・・建物倒壊等で、四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放されたあとに起こる全身障害。重症の場合は心臓停止、急性腎不全等の症状を起こす。

第2 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱する等、被災した市民が医療及び助産の途を失った場合、(一社)本庄市児玉郡医師会の協力を得て医療救護班を編成し、県及び関係医療機関と密接な連携をとり、災害の状況に応じて適切な医療(助産を含む。以下同じ。)救護を行う。

1 医療施設の被災情報等の収集

医療班は、医療に関する情報の拠点として、市内の医療機関の被災状況や、空き病床数等の情報収集を行う。

【医療に関する情報の収集・共有・広報手順】

- | |
|--|
| <p>① 医療班は、市内の医療機関に関する次に示す情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災状況（電気、通信等ライフラインの状況を含む。） ➤ 稼働状況 ➤ 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。） ➤ 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。） ➤ 血液、医薬品、資機材の状況、医師、看護師等医療スタッフの状況 |
| <p>② 消防本部は、次に示す情報を把握し、医療班に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要救助現場に関する情報 ➤ 救急車の稼働状況 ➤ 119番通報の状況 |
| <p>③ 医療班は、次に示す情報を統括班から入手し把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特に甚大な被害を受けている地区の状況 ➤ 道路交通の状況（交通規制、渋滞） ➤ 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況 |
| <p>④ 医療班は、把握した情報を随時、医療機関、消防本部及び統括班に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。</p> |
| <p>⑤ 統括班は把握した情報のうち、市民に広報すべき情報を広報班を介して広報する。</p> |

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、可能な限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、指定避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

ア 医療救護本部の設置

医療班は、適切な場所に医療救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行うとともに、次の医療に関する情報を収集し、県が設置するDMAT県調整本部、災害拠点病院等の医療機関、隣接市町と情報を共有する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 指定避難所及び救護所の設置と避難者数の状況
- (エ) 医薬品及び医療資機材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

イ 医療救護班の編成

医療班は、初動医療体制として、(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力を得て、派遣される災害医療コーディネーターと連携し、医療救護班を編成する。特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、市内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については指定避難所等に設置された救護所を

もって充て、災害医療コーディネーターの指揮により医療救護班を派遣する。

また、市の応急救護の能力を越える医療救護が必要となった場合は、災害医療コーディネーターを通じて県（保健医療部長）及びその他の関係機関に協力を要請するとともに、DMAT等と連携を図りながら医療・救護活動を迅速に展開できるよう体制を整備する。

ウ 医療救護に関する応援の受入

医療救護班及び医療ボランティア等の応援の受入は、医療班を窓口として行う。医療班は、受入に当たって次に示す事項に努める。

- (ア) 必要な情報の提供
- (イ) 受入場所（救護所）に関する調整
- (ウ) 物資、資機材等の支援
- (エ) 宿舍等の支援

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

トリアージポストは、災害医療コーディネーターの助言により、必要に応じて医療班が安全かつ適切な場所に設置する。

ア 救急隊の活動内容

消防機関の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、治療の優先度の高い傷病者から市内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て救護医療機関へ搬送する。

イ 医療救護班の活動内容

医療班は、災害医療コーディネーター、消防本部及び自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、「取扱患者台帳」及び「救護所運営記録簿」を備えるとともに、救護活動終了後報告書を提出する。また、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

- (ア) 診察・看護
- (イ) 医薬品等の支給
- (ウ) 応急処置及びトリアージ
- (エ) カルテの作成
- (オ) 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）
- (カ) 後方の救護医療機関等への搬送要請

(3) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、災害医療コーディネーター及び県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医療品、医療資機材の調達

市は、医療及び助産に必要な医薬品、医療資機材等を、災害の規模に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会、本庄市児玉郡薬剤師会等の協力を得て業者等から調達する。

なお、大量の医薬品、医療資機材等を扱う必要がある場合は集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

【医薬品等の調達】

区分	内容
医薬品等の搬送	医療班は、医薬品等の搬送を、救護所の設置と併せて行う。
血液の供給	医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県（保健医療部長）に報告する。

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一時搬送及び後方医療機関への二次搬送は次に示すとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次に示す方法の順で一次搬送を実施する。

ア 市が消防本部に配車・搬送を要請する。

イ 公用車、市内救護医療機関又は救護所の班員が使用している自動車により搬送する。

ウ 救護所の班員、消防職員等により担架やリヤカーで搬送する。

エ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 救護医療機関の受入要請

市及び消防本部は、「本節 第2 1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、災害医療コーディネーターを通じて各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次に示す体制により、二次搬送を実施する。

ア 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、市及び救護医療機関等が協力して実施する。

イ 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

(4) 後方医療機関への受入要請

本部長は、災害医療コーディネーターと協議し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能のマヒを最小限に食止めるための対策を講ずる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能のマヒ）、医療スタッフや医薬品、医療資機材の不足等で機能が低下した場合は、市に連絡し協力を要請する。

市は、これに積極的に協力し、本庄保健所にも協力要請を行う。

第3 防疫及び保健衛生

災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止及び食中毒の発生予防のため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となるネズミや昆虫の駆除等の防疫・保健衛生活動を迅速に実施し、感染症の発生及び流行の未然防止に万全を期す。特に指定避難所を開設した場合は、設備が応急的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、必要な防疫措置を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて防疫チームを編成する等により、防疫活動体制を確立する。

ア 実施責任者

被災地内における防疫活動は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、災害の状況により、市で対処できないときは、他市町村、県及びその他防災関係機関の協力を得て実施する。

イ 衛生指導

本部長は、知事又は本庄保健所長の指導のもとに、自治会及び本庄市環境衛生推進委員を通じて市民に対して衛生指導を行う。

(2) 感染症対策

市は、感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき対応するとともに、本庄保健所に連絡し、指導を受ける。

(3) 消毒の実施

環境班及び支所経済環境班は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に示す地域から優先して、消毒を実施する。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 指定避難所のトイレ、その他の不潔場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

オ ネズミ、昆虫等の発生場所

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

環境班及び支所経済環境班は、指定避難所等の被災市民に対し、台所、トイレ等の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

医療班は、必要に応じて被災地及び指定避難所での食品及び飲料水による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

医療班は、必要に応じて(一社)本庄市児玉郡医師会等の協力により、指定避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等を患う市民への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

医療班は、必要に応じて、本庄保健所、(公社)埼玉県栄養士会等の協力により、指定避難所等の被災市民に対し、疫病患者に対する栄養指導や指定避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、(公社)埼玉県獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、必要に応じて動物保護施設等へ搬送する。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) その他

環境班は、特定動物等が逸走した場合は、県及び警察の協力を得て収容、管理する。

※ 特定動物・・・人に危害を加える恐れのある危険な動物

第4 遺体の取扱

災害により死亡又は死亡していると推定される者の搜索、検案、処理及び埋葬については、警察署及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速に実施する。

本部長及び消防団長は協力して搜索隊及び作業班を編成してこれにあたるものとし、警察署に連絡して警察官の派遣を受け又は地元自主防災組織等への協力の要請等、作業の円滑を図る。

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されている者の搜索は、次に示す方法により行う。

ア 搜索隊の編成

市民班及び関係機関は、行方不明者の搜索及び収容を行う場合、市職員及び消防団員を以て搜索隊及び作業班を編成してこれにあたる。この場合は警察署に連絡し、警察官の派遣を受けて作業の円滑を図る。

イ 実施方法

行方不明者の搜索は、必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施する。

ウ 協力の要請等

市民班及び関係機関は、諸般の事情により搜索が実施できないとき又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、自衛隊、警察署及び消防団等へ協力の要請を行う。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する相談への対応を図るため、行方不明者の名簿の作成・管理等による情報確認体制の整備と併せた相談窓口を、本部長の指示により設置する。

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者に関して、市は、警察署及び県等の協力を得て、次に示す手順で遺体の処理を行う。

【遺体の処理方法】

実施項目	内容
遺体収容所(安置所)の開設	市は、二次災害のおそれのない適当な建物(公共施設等)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて遺体収容所に検視(見分)、検案を行うための検視所を併設する。
遺体の輸送	市は県に報告の上、遺体を警察署の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
遺体調査等	警察官は、検視又は遺体調査を行う。 歯科医師は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
検案	医師は検案を行う。医療班は、検案を支援するとともに、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
遺体の収容	市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
一時保管	市は、検視、遺体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。
遺体処理台帳の整備	市は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処置に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次に示すとおり県に請求することができる。

【遺体の処置費用】

項目	内容
対象	災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者
支出費用及び限度額	支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。 ▶ 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 ▶ 遺体の一時保存のための費用 ▶ 検案のための費用
遺体の処理期間	災害発生の日から10日以内とする(ただし、知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。)

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次に示す基準により市が実施する。

【埋・火葬の実施内容】

実施項目	内容
埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引取らせるが、法適用地が混乱のため引取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施する。
葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む。）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

※ 埋・火葬に伴う留意点

- ① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、次に示すとおり県に請求することができる。

【埋・火葬の処置費用】

項目	内容
対象	災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。
支出できる内容及び支出費用の限度額	支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の規定による。 ➤ 棺（付属品も含む。） ➤ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ➤ 骨つぼ及び骨箱
遺体の埋・火葬期間	災害発生の日から10日以内とする（ただし、知事を通じ、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策

■ 基本方針

交通ネットワーク、ライフライン（上・下水道、ガス、電力、電話等）施設が被災した場合には、関係機関との連携を密にし、迅速に応急復旧対策を実施する。

「交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 緊急輸送道路の確保	建設班、統括班、広報班、環境班、支所経済環境班、関係各班
第2 ライフラインの応急対策	建設班、統括班、支所経済環境班、水道班、下水道班、関係各班
第3 公共施設等の応急復旧	財務班、建築班、施設管理者、福祉班、支所市民生活班、保育班、消防本部、広報班、市民班、関係各班

第1 緊急輸送道路の確保

市は、災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

1 道路の被害状況の把握

市及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。また、市民から通報を受けた場合、道路管理者に報告する。

【県指定の緊急輸送道路（市域関連）】

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道等の4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	➤ 関越自動車道 ➤ 国道17号 ➤ 国道254号(川越市小仙波(16号との交差点)～神川町肥土(群馬県境)) ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～本庄市山王堂(群馬県境))
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	➤ 小前田児玉線(本庄市児玉町児玉(国道254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(国道462号との交差点)) ➤ 国道462号(本庄市児玉町吉田林(国道254号との交差点)～神川町新宿(上里鬼石線との交差点)) ➤ 本庄寄居線(本庄市東台(国道17号との交差点)～美里町猪俣(国道254号との交差点))

区分	基準	該当道路（区間）
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点等を連絡する路線	➤ 熊谷児玉線（美里町関（本庄寄居線との交差点）～本庄市児玉町児玉（国道254号との交差点）） ➤ 市道第5375号線（本庄市若泉一丁目1016番2地先～本庄市本庄三丁目1599番1地先） ➤ 市道第2級13号線（本庄市児玉町秋山字大町676番1地先～本庄市児玉町秋山字大町759番1地先）

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 資料編」（令和6年3月）

【市指定の緊急輸送道路】

基準	該当道路（区間）
消火活動、人命救助、支援活動のネットワーク及び防災拠点等の連絡で優先的に使用する路線	➤ 藤岡本庄線（県道23号） ➤ 秩父児玉線（県道44号） ➤ 環状一号線（市道1級4号）

【道路管理者と連絡先】

対 象	道路管理者	連絡先（電話番号）
国道17号	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
国道254号 国道462号 県道	本庄県土整備事務所	0495-21-3141

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、道路の被害状況及び交通規制状況の広報を行う。

3 道路啓開等

道路管理者（国及び県、市）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、車両の一時保管場所を確保し、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

(1) 応急措置の実施

建設班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう次の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道、県道については大宮国道事務所及び本庄県土整備事務所が所管

していることから、応急措置を必要とする場合は道路管理者に連絡し、応急措置を要請する。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入上必要な道路

(2) 応援要請

建設班は、被害が甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の派遣要請は統括班が行う。）。

(3) 廃棄物の処理

環境班は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、建設班と協議して適切に処理する。

第2 ライフラインの応急対策

1 応急復旧の基本方針

市は、速やかに上水道の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取水、導水及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所の送水及び配水施設から復旧を進める。

また、下水道施設についても被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、医療機関及び社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

2 災害時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

統括班は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、市災害対策本部へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合又は市民向けの広報を行う場合、防災行政無線や市ホームページ等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸出等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

公共施設等の管理者は、災害時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を円滑に進める。

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

市は、被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

市は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り、万全を期す。

(3) 社会福祉施設

施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物施設

消防本部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、次に示す応急措置を講じるよう指導する。

【危険物施設の応急措置】

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺市民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺市民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する関係各班は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次防災行政無線、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人にも配慮する。

第5節 帰宅困難者対策

■ 基本方針

地震発生直後、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、民間事業者や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

市内の帰宅困難者（滞留者）の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援等の対策を実施する。

また、市外へ通勤・通学している市民の多くが帰宅困難になることが予想されるため、これらの市民（以下「帰宅困難者（市外）」という。）へ情報提供等の対策を実施する。

「帰宅困難者対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等	統括班、会計班、広報班、建設班、情報収集記録班
第2 一時滞在施設の開設・運営	統括班、会計班、情報収集記録班、関係各班
第3 帰宅支援	会計班、統括班、関係各班
第4 帰宅困難者（市外）への支援	統括班、会計班、情報収集記録班

第1 帰宅困難者（滞留者）への情報提供等

統括班は、帰宅困難者（滞留者）にとって必要な交通情報や被害状況等、次に示す情報を、会計班、情報収集記録班及び建設班と連携し、伝達するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

情報提供の場所は、駅、道の駅等による一時滞在施設、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て実施する。

【帰宅困難者（滞留者）に提供する情報例】

項目	情報の内容
被害状況に関する情報	➤ 震度分布 ➤ 火災発生状況 ➤ 建物被害、人的被害、ライフライン被害等
バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報	➤ 路線ごとの運行状況、復旧見通し ➤ 代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	➤ 通行不能箇所 ➤ 大規模火災箇所 ➤ 規制情報等
支援情報	➤ 帰宅支援ステーションの開設状況 ➤ 一時滞在施設の開設状況等

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市 (統括班) (会計班) (広報班)	誘導 情報の提供、広報	▶ 帰宅困難者（滞留者）の誘導 ▶ 防災行政無線、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等による情報提供
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	▶ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ▶ 県ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ▶ エリアメール及び緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
東日本電信電話㈱	安否確認手段の提供	▶ 「災害用伝言ダイヤル171」のサービス提供 ▶ 災害時用公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	▶ 災害用伝言板のサービス提供
報道機関	情報の提供	▶ 帰宅困難者（滞留者）向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設の開設

統括班は、会計班及び情報収集記録班と連携し、地震の発生により鉄道が運行停止し、本庄駅、児玉駅、本庄早稻田駅周辺に帰宅困難者（滞留者）が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を開設する。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。
一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、次に示すとおりである。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	役割
市 (統括班) (会計班) (情報収集記録班)	▶ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）の一時的滞在施設への誘導 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
県 (統括部) (各施設管理者)	▶ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ▶ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ▶ 帰宅困難者（滞留者）に対する食料、飲料水等の確保
一時滞在施設となる施設	▶ 一時滞在施設の開設、運営 ▶ 帰宅困難者（滞留者）への食料、飲料水等の提供
警察署	▶ 交通渋滞の混乱防止対策に係る支援

2 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、帰宅困難者（滞留者）や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者（滞留者）に対し、必要に応じ食料、飲料水等を提供する。

そのため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

なお、県では帰宅困難者用として1日以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報等、帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報等を、受入れた帰宅困難者（滞留者）に広報する。

一時滞在施設の運営については、「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用するが、自助、共助の点から、状況により受入れた帰宅困難者（滞留者）も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、指定避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておく。

第3 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

会計班は、必要に応じて県と連携し、関係事業者避難行動要支援者に配慮した代替輸送の実施を要請する。

また、沿道の市民や民間事業者等は、可能な範囲で帰宅困難者（滞留者）に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報等を提供するよう努める。

【各機関が実施する対策内容】

実施機関	項目	対策内容
市、県、 (一社)埼玉県 バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	➤ ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	➤ バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供 一時休憩所	➤ トイレ等の提供 ➤ 駅施設の一部を一時休憩所としての利用
東京電力パワー グリッド (株)	沿道照明の確保	➤ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。市の指定避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り市の指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

3 観光客等への対策

市を訪れていた地理に不案内な者（観光客等）に対し安全な避難誘導を図るとともに、休憩場所の提供や帰宅行動の参考となる情報を提供する。

第4 帰宅困難者（市外）への支援

統括班は、帰宅困難者（市外）が、市へ帰宅するために必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を、会計班及び情報収集記録班と連携し、市ホームページ等で発信するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。

第6節 二次災害の防止

■ 基本方針

地震発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため応急対策を講ずる。

「二次災害の防止」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止	建築班、建設班、支所経済環境班、水道班、下水道班、統括班
第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定	建築班
第3 水害の防止	建設班、支所経済環境班、統括班、広報班
第4 土砂災害の防止	建設班、支所経済環境班
第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部
第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ	広報班、秘書班、統括班

第1 建築物・橋りょう等構造物の二次災害防止

1 指定避難所施設の点検

指定避難所施設の点検は、次に示す手順で実施する。

- (1) 市は、指定避難所施設の点検について、(一社)埼玉建築士会児玉支部等の協力を得て点検体制を整える。
- (2) 指定避難所施設の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、建築班に対して重点的な点検を要請する。
- (3) 建築班は、要請を受けて当該施設の点検を行う。また、その他の指定避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。

2 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、次に示す手順で実施する。

- (1) 市有施設の管理者(1の指定避難所施設を除く。)は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、建築班に点検を要請する。
- (2) 建築班は、要請を受けて当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、(一社)埼玉建築士会児玉支部、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

3 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

建設班は、関係各班と連携し、地震発生後の市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

第2 民間建物の応急危険度判定・民間宅地の危険度判定

1 民間建物の応急危険度判定

建築班は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定士の応援を要請するとともに、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

2 民間宅地の危険度判定

建築班は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、被災宅地危険度判定の必要性を決定する。被災宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の被災宅地危険度判定士の応援を要請するとともに、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、派遣された被災宅地危険度判定士は、現地調査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

第3 水害の防止

地震発生後の水害を防止するため、建設班及び支所環境経済班は、次に示す二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報班を通じて広報活動を行う。

【水害防止活動】

項目	内容
点検及び 応急措置	建設班及び支所経済環境班は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、広報班は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。
応援要請	統括班は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

第4 土砂災害の防止

建設班及び支所経済環境班は、地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次に示す応急復旧を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が現れていないか等、早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「第7節 第1 避難情報の提供等」に従い避難体制をとる。

【土砂災害の防止対策】

対策事項	内容
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

消防本部は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、次に示す施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

- 1 危険物施設
- 2 ガス施設
- 3 毒劇物施設
- 4 クリーニング施設
- 5 その他危険物には満たない指定可燃物施設等

第6 二次災害防止のための市民への呼びかけ

広報班は、二次災害防止のため市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本章 第2節 第4 広報活動」に従って広報活動を行う。

第7節 避難対策

■ 基本方針

災害時において避難を要する方の支援として、避難情報の提供、避難誘導、指定避難所の開設及び指定避難所の運営に努める。

「避難対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難情報の提供等	統括班、教育班、施設班、情報収集記録班、広報班、消防本部、関係各班
第2 避難誘導	統括班、市民班、福祉班、消防本部、職員受援班、関係各班
第3 指定避難所の開設	避難所担当職員、教育班、施設班、情報収集記録班、統括班、職員受援班、関係各班
第4 指定避難所の運営	教育班、施設班、文化財班、避難所担当職員、医療班、福祉班、環境班、広報班、職員受援班、関係各班

第1 避難情報の提供等

災害時においては、家屋の倒壊や火災、がけ崩れ、地すべり等が起こり、避難を要する地域が数多く出現されることが予想される。こうした危険区域に居住又は滞在する市民を安全な地域に避難させるため避難指示及び避難誘導を行う。

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、次に示す情報の収集及び手順で行う。

【避難に関する状況把握の手順】

① 消防本部は、火災及び危険物施設の状況等を把握し、市に報告する。
② 建設班は、道路、橋りょう及び河川等の状況を把握する。
③ 建築班は、点検を行った建築物（特に指定避難所）の状況を把握する。
④ 統括班は、本庄警察署、児玉警察署と被害状況等の情報を交換する。
⑤ 統括班は、①～④の情報に基づき、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2 避難指示、警戒区域の設定

(1) 手順

統括班から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は広報班が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されて

おり、統括班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

【資料編 第6節 第9】『避難の実施の指示の実施責任者』参照

(2) 市民への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合の市民への伝達は、次の内容を明示して行う。

- ア 差し迫っている具体的な危険予想
- イ 避難対象地区名
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - (ア) 火気等危険物の始末
 - (イ) 2食程度の食料、飲料水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - (ウ) 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - (エ) 隣近所そろって避難すること等

(3) 関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、統括班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を知事（県災害対策課）に災害経過速報（「本章 第2節 第2 市民からの通報・問合せ対応」参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条第4項）。

第2 避難誘導

1 避難の誘導者

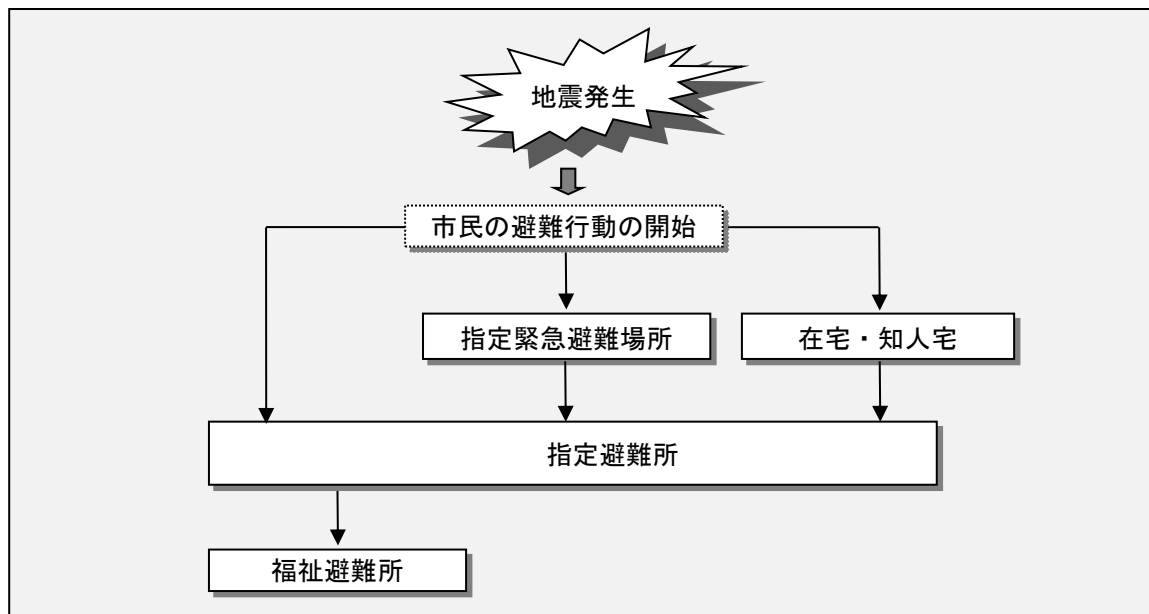
市民班は、避難の指示が発せられた場合、消防職員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、指定避難所等安全な場所に市民を誘導又は移送する。

2 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、通常の場合は、次に示す順位による。

- (1) 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- (2) 一般市民
- (3) 防災活動従事者

【避難の流れ】



3 誘導方法及び輸送方法

市は、次に示す事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路の明示
- (2) 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- (3) 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- (5) 出発、到着の際の人員確認
- (6) 自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県に応援を要請）
- (7) 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- (8) 事故の防止

4 避難行動要支援者に対する避難誘導

福祉班は、消防職員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別支援計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

5 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の輸送が円滑に実施されるよう輸送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災市民の輸送が円滑に実施されるよう輸送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

市は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合又は避難指示等が出され市民が避難を行う場合、宿泊等の一時的収容保護を実施するため、指定避難所を開設する。

指定避難所の開設及び避難者の収容措置は、本部長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長が行う。

夜間等の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、避難所担当職員又は居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、指定避難所開設の準備を行う。

既に避難市民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

指定避難所開設の手順は次に示すとおりである。

【勤務時間内に発災した場合】

順番	実施内容
①	災害対策本部から指定避難所開設の連絡を受けた施設管理者又は避難所担当職員は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	異常がないと認める場合は、指定避難所を開設することとし、施設管理者又は避難所担当職員は、教育班及び施設班へ報告する。
③	異常がある場合は、情報収集記録班へ報告する。報告を受けた情報収集記録班は統括班に報告する。 統括班は、指示内容を教育班及び施設班へ報告するとともに、広報班を通じて市民へ広報する。
④	避難所担当職員は、指定避難所開設状況を集計し統括班に報告する。
⑤	避難所担当職員は、指定避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。
⑥	避難所担当職員は、各指定避難所の避難所担当職員の配置状況を集約し、統括班に報告し指示を仰ぐ。

【勤務時間外に発災した場合】

順番	実施内容
①	避難所担当職員は、あらかじめ定められた手順に沿って参集し、所定の指定避難所施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、【勤務時間内に発災した場合】に準じる。

2 避難者名簿の作成

市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市内で不足が見込まれる場合には県、周辺市町村に応援要請する。

3 市外（県外を含む。）からの避難者の受入

市は、災害協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り指定避難所の調整を行い、積極的に受入れる。

第4 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、原則として開設当初は市職員が担当するが、その後（指定避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織等の地域組織及び避難者による自主運営組織を立上げ、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、指定避難所の円滑な運営を図る。

1 指定避難所の運営管理体制

開設した指定避難所は、次に示す手順で開設、運営する。

なお、指定避難所の開設、運営の詳細については「避難所運営マニュアル」に従う。

【指定避難所の運営管理体制手順】

①	市は、災害対策本部の設置、避難指示等の発令等に伴い、避難所担当職員を指定された各指定避難所に派遣する。
②	避難所担当職員は、指定避難所施設職員と連携して、市民代表（自治会長等）、自主防災組織代表等からなる避難所運営委員会を組織し、当該指定避難所の円滑な運営を行う。
③	避難所担当職員は、避難所運営委員会から当該指定避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
④	避難所担当職員は、③で把握したニーズに基づき、必要な措置を講じる。

2 指定避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、市からの情報を避難者に掲示板等により提供するとともに、問合せ等に応じる。

3 指定避難所での医療

医療班は、必要と判断される指定避難所等に、救護所を設置する。

4 指定避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

環境班は、避難所運営委員会の協力を得て、指定避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努める。

環境班は、本庄保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、指定避難所における食品の衛生管理に努める。

(2) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、パーティションの設置や避難者の状況に併せたスペースの確保等により、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(3) 防火・防犯

避難所運営委員会は、指定避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。なお、必要に応じて消防本部及び所轄警察署の協力を得る。

(4) 要配慮者への配慮

福祉班及び関係各班は、災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、指定避難所で生活する要配慮者を支援する（指定避難所施設・設備の配慮、食料、飲料水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

障害や、認知症等の理由で指定避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(5) 女性等への配慮

避難所運営委員会は、女性、子ども、性的マイノリティ及び要配慮者等の視点を踏まえ、さまざまな背景を有する人たちがともに生活していくために、必要なルール等を、事前に関係者で検討する。

男女に関わることとして各種設備（男女別更衣室、男女別トイレ及び授乳場所等）を開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所については、女性の視点を反映するよう務める。

未就学児等の子どもについては、家族と相談のうえ、必要に応じメンタルケアや応急教育に関する支援に努める。

その他さまざまな人のニーズに対応できるように、相談員、福祉相談員を配置又は巡回できるような体制の整備に努める。

なお、女性等に対する相談員の配慮や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体等を積極的に活用する。

(6) 避難所における感染症対策

感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県）に沿って、必要な措置を取る。

(7) 指定避難所でのペット等の管理

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペット等の飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する指定避難所において人間とペット等が共存していくために、ペット等の飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。

ペット等を連れてきた者は、避難者と共に避難したペット等（盲導犬、聴導犬、介

助犬を除く。)の取扱について、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことをかんがみ、居室への動物の持込は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることや車中での飼養とする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

ペット等への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペット等を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペット等を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。

5 市外への避難（移送）

災害時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、市は県と連携して、県内他地域又は他県への二次避難（移送）を実施する。状況によっては、遠県への避難（移送）も検討する。

6 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、必要な物資の配布等を実施する。

第8節 物資供給・輸送対策

■ 基本方針

災害が発生し、不足する飲料水、食料、生活必需品等の確保及び輸送体制の確立に努める。

「物資供給・輸送対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 給水活動	水道班、統括班、医療班、福祉班、保育班、広報班、支所市民生活班
第2 食料の供給	商工班、農政班、統括班、教育班、施設班、福祉班、支所市民生活班
第3 生活必需品等の供給・貸与	商工班、農政班、教育班、施設班、統括班、福祉班
第4 緊急輸送手段の確保	財務班、統括班、関係各班

第1 給水活動

災害が発生し、水道施設の損壊等により、生活に欠くことのできない飲料水・生活用水が枯渇・汚染した場合、応急給水対策の推進を図る。

1 被害状況の把握

水道班は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を、市民からの通報等により把握し、統括班へ報告する。

2 給水体制の確立

市は、応急給水体制を確立し、被災市民に対して給水を実施する。その方法等は次を示すとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

ア 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給は、実施責任者を本部長として市が実施する。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あつせん要請を行う。

イ 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、医療班、福祉班及び保育班と連携して実施する。

ウ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（「第2編 第1章 第9節 第1 1 (2) 表【一日当たり必要

となる水量】」参照）。

これは、飲料水、炊事、トイレ等生活に必要な最低限の水を合計したものであり、期間は、原則として10日以内であるが、被災状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。それでも確保できない場合は、協定締結先から緊急調達し又は県に速やかに応援を要請する。

ア 浄水場及び配水場

イ 災害用給水井戸

ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽

エ その他の水源（民間井戸、公共施設の受水槽、マンホールトイレシステム用貯水槽等）

(3) 給水方法

給水方法については、拠点給水方式は震災直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と想定されることから、原則として指定避難所等における運搬給水方式を優先する。

ア 拠点給水による給水

水道班は、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽を給水拠点として周辺市民に給水する。

また、配水池から給水車、給水タンク等に取り水し、被災者及び医療機関等に給水する。

イ 運搬給水による給水

運搬給水は、水道課所有の給水車、給水タンク、ポリタンク及び給水パックにより行う

ウ 医療機関等への優先給水

次に示す重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車等により優先的に給水する。

（ア） 医療機関

（イ） 救護所及び特別養護老人ホーム等

（ウ） その他災害対策本部による指定場所

エ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、福祉班は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、防災倉庫等に備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報

水道班は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況等、次に示す事項について広報班を通じて被災市民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を掲示するように努める。

- (1) 水道施設の被害状況
- (2) 断水等の状況
- (3) 応急給水の現状と見通し
- (4) 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- (5) その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急復旧は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

水道班は、取水及び導水の機能の確保を図り、浄水場から指定避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関（他市町村等、（公社）日本水道協会）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受入

市の保有する能力では上記2～4の活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、（公社）日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入については、「本章 第1節 第4 受援に関する活動」により行う。

第2 食料の供給

災害時において、食料の販売機構の一時的なマヒや混乱で、食生活の確保ができなくなった場合、被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する食料確保と供給に万全を期す。

1 給食需要及び能力の把握

指定避難所に收容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に対する食料の供給は、原則として指定避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次に示す手順で行う。

【給食需要及び能力把握の手順】

- ① 市は、次に示す事項を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。
 - 指定避難所に避難した者の数（特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する要配慮者数を把握する。）
 - 指定避難所施設の自炊能力
 - 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
 - その他指定避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 市は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては次に示す方法を検討する。
 - 備蓄食料の開放
 - パン、弁当等の確保
 - 共同調理場での炊出
 - 指定避難所での炊出
 - 自衛隊の災害派遣による炊出
 - 県を通じての食料の調達及び供給
 - 他市町村からの調達及び供給

2 食料の確保・輸送

食料の供給は原則として、市の備蓄食料に加えて、必要人数分の必要食料を応援協定等に基づき、市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合は、県、他市町村等に対し、食料の配給等について依頼する。

(1) 市備蓄食料の供給

市が防災倉庫に備蓄している食料の供給は、次に示す手順で実施する。

- ア 統括班は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合、商工班及び農政班と連携して、防災倉庫の開放を行う。
- イ 商工班及び農政班は、防災倉庫から食料を各指定避難所に輸送する。また、必要に応じて(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等の協力を得る。

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、次に示す手順で実施する。

- ア 商工班は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、統括班の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び指定避難所への輸送を要請する。
- イ 民間業者から各指定避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するが、これが難しい場合は(1)と同様に輸送する。

(3) 学校等での炊出

炊出は原則として、本庄上里学校給食センター、学校、公民館及び集会場等調理施設のある場所で行う。炊出は、次に示す手順で実施する。

- ア 統括班は、小・中学校給食室等での炊出が必要となった場合、商工班、教育班及び施設班に報告する。
- イ 報告を受けた教育班及び施設班は、商工班及び農政班と協力し、食材の確保を行い小・中学校給食室等での炊出を実施する。
- ウ 教育班及び施設班は、災害を受けない地域の赤十字奉仕団、ボランティア等に炊出の実施を要請する。

第3 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等によって、日常生活に欠くことのできない衣類、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な状態にある者に対し、生活必需品等を供給する。

1 生活必需品等の需要の把握

市は、生活必需品等の需要（品目、数）を指定避難所となった施設管理者等から把握する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に示す品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- (1) 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- (2) 外 衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- (3) 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- (4) 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- (5) 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- (6) 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘、マスク等
- (7) 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
- (8) そ の 他 … サバイバルシート、紙おむつ、女性用生理用品、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は次に示すとおり行う。

(1) 市備蓄物資の放出

統括班は、市備蓄物資の放出が必要と判断した場合は、現地備蓄品を優先し、防災倉庫から物資の放出を行うとともに、協定に基づき（一社）埼玉県トラック協会、佐川急便（株）等の協力を得て防災倉庫から物資を各指定避難所に輸送する。

(2) 関係業者からの調達

市は、災害時応援協定事業所に対して、協定に基づき物資の確保及び指定避難所への輸送を要請する。それでもなお不足する場合は、関係組合を通じてその他の事業所に対して、同様の要請を行う。

(3) 県備蓄物資の放出要請

市は、被害の状況により市備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、知事に県備蓄物資の放出を要請する。衣料、生活必需品等の搬送については、食料搬送と同様の方法により行う。

(4) 他市町村からの物資の調達

市は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「災害時における埼玉県内市町村間の総合応援に関する基本協定」等に基づき、他市町村に対して物資の供給を要請する。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

商工班及び農政班は、必要に応じて生活必需品等の集配拠点である本庄市役所及び児玉総合支所から指定避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等へ要請する。

なお、集配拠点での仕分け等については、商工班及び農政班が、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得て行う。

(6) 義援物資の輸送

市外から送付されてくる義援物資についても、集配拠点から指定避難所への輸送方法については(5)と同様とする。

(7) 物資の管理

商工班及び農政班は、備蓄物資及び各関係団体から供給された物資の搬入・搬出状況を管理する。

第4 緊急輸送手段の確保

応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な確保のため又は災害時における被災者の避難のため、各機関の協力・援助を得て輸送手段を確保する。

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

市域において震度5強以上の地震が発生した場合、財務班は、交通規制の実施に備え事前に届出た緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、財務班は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

市有車両については、原則として関係各班が財務班と調整して各々確保することとするが、状況に応じて不足する場合は、関係各班から財務班に配車請求書を提出し、これに基づき財務班は、調達車両を関係各班に引渡すこととする。

なお、統括班は、市有車両だけでは不足する場合、(一社)埼玉県トラック協会、佐川急便(株)等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

2 ヘリコプターの確保

関係各班は、輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、次によりヘリコプターを確保する。

- (1) 関係各班は、ヘリコプターを確保する場合、統括班に県への応援要請を依頼する。
- (2) 上記要請を受けた統括班は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整は、統括班が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

3 物資支援の準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第9節 要配慮者の安全確保

■ 基本方針

要配慮者は、災害が起こったとき、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言語の障害等から迅速かつ的確な行動がとりにくいため、被害を受ける場合が多い。このため、災害発生直後の避難誘導から、その後の応急、復旧に至るまで、要配慮者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

「要配慮者の安全確保」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 避難行動要支援者等の避難支援	福祉班、保育班、市民班、関係各班
第2 避難生活における要配慮者支援	福祉班、保育班、医療班、市民班
第3 社会福祉施設における入所者の安全確保	施設管理者
第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保	教育班、保育班
第5 外国人の安全確保	統括班、市民班、秘書班

第1 避難行動要支援者等の避難支援

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、次に示すとおり実施する。

- (1) 福祉班は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- (2) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (3) 福祉班は、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (4) 福祉班は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に引継ぎ、避難生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

福祉班は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施するとともに、避難支援等関係者の協力を得て、各居宅に残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、救助活動の実施及び受入先への移送について、次に示すとおり対応する。

- (1) 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- (2) 指定避難所に収容した避難行動要支援者等を、必要に応じて福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

4 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、保育班は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施する等、安全を確保する。

また、市民班は、外国人や旅行者等に対し、主に情報発信による支援を実施する。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける等、配慮する。

2 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、次に示すとおりである。

【指定避難所における要配慮者への配慮内容】

項目	内容
区画の確保	指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等、配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回させる。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として、指定避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

3 指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、次に示すとおりである。

【指定避難所外も含めた要配慮者全般への支援】

支援項目	内容
情報提供	市は、ボランティア等の支援を受けて、在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	市は、庁舎内や指定避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	市は、職員、民生委員・児童委員、保健師等によるチームを編成し、在宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握するとともに、把握したニーズに基づき、介護、保健、医療等の専門職によるチームを編成し、メンタルケアを含めた巡回サービスを実施する。
物資の提供	市は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、指定避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護等の必要なサービスを提供する。

4 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

第3 社会福祉施設における入所者の安全確保

1 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難確保計画等に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

市は、医療施設やほかの社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

市は、備蓄物資の放出及び物資の調達により、施設入所者への生活援助物資の供給を支援する。

5 ライフラインの優先復旧

市は、施設機能の早期回復を図るため、電力、上・下水道等の優先復旧の要請又は実施に努める。

6 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第4 学校、保育所等における児童生徒及び園児の安全確保

1 被害状況の把握

学校長（保育施設長）は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

2 児童生徒及び園児の保護

学校長（保育施設長）は、児童生徒及び園児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた学校、保育所等の防災計画に従い保護する。

3 臨時休業の措置

学校長（保育施設長）は、被害の程度により、必要に応じて関係機関と協議し、臨時休業の措置を取ることとする。

第5 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

市は、職員や国際交流ボランティア等により調査チームを編成し、住民基本台帳に基づき外国人の安否確認を行うとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

市は、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

市は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

市は、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を設置する。相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第10節 生活の早期再建

■ 基本方針

被災者の生活の早期再建として、住宅の確保、文教・保育対策、商工・農業対策及び労働力の確保に努める。

「生活の早期再建」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 住宅の確保	調査班、建築班、市民班
第2 文教・保育対策	教育班、保育班、文化財班
第3 商工・農業対策	商工班、農政班、支所経済環境班、統括班
第4 労働力の確保	職員受援班、関係各班

第1 住宅の確保

災害により住宅が損壊又は滅失し、当面の生活に著しい支障を生じた場合において、被災者が自らの資力により住宅を修理又は確保できないときは、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理を行う等により、住宅の確保に努める。

1 住宅ニーズの把握

市は、被災世帯の個別調査により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

調査班は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第5 災害救助法の適用」を参照）等をリスト化）を実施する。

建築班は、調査結果から応急修理家屋及び応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

市民班は、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、児玉総合支所、指定避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

建築班は、災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

建築班は、災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大するおそれがある者に対し、緊急応急修理を行い住家の被害の拡大の防止を図る。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、次に示すとおりである。

【応急修理の方法】

項目	内容
修理戸数の決定	住家被害認定調査等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として3か月以内に完了する。

【緊急応急修理の方法】

項目	内容
修理戸数の決定	住家被害認定調査等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置を行う。 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準とする。
修理の時期	災害発生の日から、原則として10日以内に完了する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

建築班は、災害により、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、障害者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数及び施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

ア 被災世帯の調査

市は、県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、これに協力する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 被災地における市民の動向
- (ウ) 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等
- (エ) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

イ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、次に示すとおり実施する。

【応急仮設住宅の建設】

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結する。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、知事を通じ内閣総理大臣の承認を受けて、その規模及び費用を上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。 県及び市は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、市内建設業者に対して協力を要請する。
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次に示す条件すべてに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

- (ア) 住家が全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保することができない者

エ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ市が県に協力してこれを行う。

ただし、県から事務委任を受けた場合、市が救助の実施主体として、管理を行う。

4 公営住宅等のあっせん

建築班は、応急仮設住宅の他、災害のために住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居あっせんで依頼する等、住宅の確保に努める。

第2 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、市は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。また、市内の文化財について応急対策を講ずる。

1 応急教育

地震災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先とするが、更に、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童生徒の安否の確認を次に示す要領で実施する。

【勤務時間内に地震が発生した場合】

対応	内容
児童生徒の安全確保と被害状況の把握	校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の避難	校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

【勤務時間外に地震が発生した場合】

対応	内容
被害状況の把握	地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、市へ報告する。
児童生徒の安全確認	非常招集した教職員は、児童生徒及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。
臨時休業等の措置	校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について市へ速やかに報告する。市は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

ア 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講じる。

イ 指定避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を指定避難所とする場合は、次に示す順とする。また、学校が指定避難所となった場合の措置は、「本章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」による。

【学校施設の指定避難所利用の優先順位】

屋内運動場（体育館） ⇄ 普通教室 ⇄ 特別教室

※ 「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

ウ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次に示すとおりである。

- (ア) 被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- (イ) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (ウ) 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- (エ) 上記の応急復旧に努めるほか、可能な限り教室を確保するため、次に示す方策を講じる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- (オ) 指定避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

エ 指定避難所の閉鎖

応急仮設住宅や民間賃貸住宅等への入居等により、全ての避難者が指定避難所から退去した場合、統括班は指定避難所を閉鎖し、速やかに学校施設を復旧する。

統括班は、避難者が少数となった指定避難所については、避難者の同意を得た上で、複数の指定避難所の避難者を一箇所に集約する等、学校施設の復旧に努める。

(3) 応急教育の実施

教育班は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

ア 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒に速やかに周知徹底を図る。

イ 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次に示す区分に基づいて応急教育を実施する。

- (ア) 合併授業
- (イ) 分散授業
- (ウ) 短縮授業

- (エ) 二部授業
- (オ) 複式授業
- (カ) これらの併用授業

ウ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次に示す方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- (イ) 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- (ウ) 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。

エ 学校給食の措置

市及び本庄上里学校給食組合は、学校再開に併せて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

- (ア) 学校給食施設で炊出を実施している場合
- (イ) 感染症等の危険の発生が予想される場合
- (ウ) 災害により給食物資が入手困難な場合
- (エ) 給食施設が被災する等、給食の実施が不可能な場合
- (オ) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

オ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

【その他の応急教育】

事項	内容
登下校時の安全確保	教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。
心身の健康の保持	被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
避難した児童・生徒の指導	避難した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問する等して、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。
その他	災害のため、多数の児童生徒が学校区外に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように、国及び県に対し要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

市長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次に示

す要領で調達・支給する。

ア 支給の対象

教科書・学用品を喪失し又はき損して就学上支障のある児童生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

イ 支給の実施

教科書については、県教育委員会が市教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

文房具及び通学用品については、被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

ウ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

2 応急保育

市は、保育所等の園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所等において必要な応急措置を講ずる。

(1) 保育所等の応急措置

保育施設長（民間保育施設長を含む。）は、災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示す措置を講ずる。

ア 保育施設長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 保育施設長は、まず、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を市に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所等の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

ア 保育施設長は、園児のり災状況を調査する。

イ 市は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育施設長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 保育施設長は、応急保育計画に基づき、受入可能な児童を保育所等において保育する。

エ 保育施設長は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

オ 市は、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、布団、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、国及び県を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

保育班は、保護者のいない児童等の要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

ア 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次に示す方法により速やかに実施する。

- (ア) 指定避難所の責任者は、次の要保護児童について市へ通報する。
 - ・児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- (イ) 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- (ウ) 市民の通報による把握
- (エ) 広報等による保護者のいない児童の発見
- (オ) 市は、広報等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

イ 親族等への情報提供

市は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の保護と支援

市は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

【要保護児童の保護と支援】

事項	内容
保護者のいない児童の保護	➤ 親族による受入の可能性の打診 ➤ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ➤ 児童相談所と連携し里親への委託保護
支援等の措置	➤ 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付 ➤ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続き

エ 児童のメンタルケア

市は、児童の精神的不安定を解消するため、児童相談所等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

文化財班は、市内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次に示す措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

文化財班は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

文化財班は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように、危険物や障害物

等を撤去する。

(3) 文化財の応急措置

文化財班は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認した場合、次に示す措置を講ずる。

- ア 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- イ 上記のことを進めるに当たっては、被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- ウ 市指定文化財にあつては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- エ 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者又は管理者の理解を得て、管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第3 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

1 商工業対策

商工班及び支所経済環境班は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、本庄商工会議所、児玉商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。統括班は、被害調査結果を県に報告する。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

農政班及び支所経済環境班は、災害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等の協力を得て、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握し、二次災害の防止に努める。統括班は、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

災害により農地が冠水した場合、農政班及び支所経済環境班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じてポンプ等による排水を行う。

イ 用排水路

農政班及び支所経済環境班は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

ウ 農作物の応急措置

農政班及び支所経済環境班は、農作物について被害が発生したときは、埼玉ひびきの農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

3 林業対策

農政班及び支所経済環境班は、災害が発生したときは、寄居林業事務所等と連絡を密にして被害状況を把握し、二次災害の防止に努める。

統括班は、被害調査結果を県に報告する。

第4 労働力の確保

災害時において、市及び防災関係機関の職員のみでは災害応急対策を実施する要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

職員受援班は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。

職員受援班は、県に対しあっせん要請する。

関係各班は、関係団体に対し協力要請する。

第11節 廃棄物対策

■ 基本方針

被災地のごみの収集・処分、し尿の汲取・処分及び倒壊家屋等災害廃棄物の処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生に万全を期す。

「廃棄物対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 災害廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班
第2 産業廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班
第3 一般廃棄物の処理	環境班、支所経済環境班

第1 災害廃棄物の処理

1 処理の方針

災害時には、大量の災害廃棄物が発生するが、その処理に関しては、県と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ次に示すとおり行う。

- (1) 住宅・建築系（個人・中小規模の民間事業者）の災害廃棄物は、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
- (2) 大規模の民間事業者等の災害廃棄物は、大規模の民間事業者等が自己処理する。
- (3) 公共・公益施設の災害廃棄物は、施設の管理者において処理する。
- (4) 公費解体により排出される廃棄物は災害廃棄物として処理する。

2 仮置場の決定

環境班及び支所経済環境班は、予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を予測し、公用地又は市民生活に支障のない場所から災害廃棄物の仮置場を選定する。

3 仮置場への搬入

環境班及び支所経済環境班は、災害廃棄物の仮置場への搬入協力を市内の廃棄物処理業者及び土木建築業者等に要請する。市内業者の対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

4 適正処理

環境班は、十分な分別収集を関係機関、市民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。また、県及び隣接市町と連携を図り、適当な時期に仮置場の災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

(1) 分別処理の方法

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

(2) 最終処理の方法

可燃物のうち柱材等は、可能な限りリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする。）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。

不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班及び支所経済環境班は、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努める。

(1) 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を市民に広報する。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼等の適切な方法を指導する。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者に引渡すよう指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(2) アスベストの処理

アスベストを使用した建築物の解体撤去は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に従って、アスベストの飛散防止措置を講じる。

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月厚生省）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行う。

第2 産業廃棄物の処理

事業者は、災害時の事業活動に伴う廃棄物について、平常時と同様、適正に処理する。

1 事業所の解体・撤去

事業者が所有する事業所の解体・撤去は、自らの責任において適正に処理する。国の補助対象になる場合等、事業者と市が連携して処理を行う。

災害廃棄物処理実行計画に基づき、事業者が所有する事業所の解体・撤去によって排出された災害廃棄物の処理を行う。

2 事業者の製品等の片付け

事業者は、保有していた製品であって、災害により、商品価値がなくなり、出荷が出来なくなった物の処理は、適正に処理する。また、事業所は、建物内に残置された備品等の廃棄物を適正に処理する。

一方で、企業が保有する製品であって、腐敗等により生活環境に悪影響を与えるおそれがあり、市が災害廃棄物として処理する必要があると認めた場合、事業者及び市が連携して処理する。

3 通常の事業活動に伴い発生する廃棄物

通常の事業活動に伴い発生する廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。

一方で、近隣住宅と隣接する等、家庭等から排出される災害廃棄物と一体となって排出される場合、災害廃棄物処理実行計画に基づき、事業者と市が連携して処理する。

4 産業廃棄物処理事業者の被災状況の把握

担当部署は、産業廃棄物処理業の許可業者の処理施設等の被災状況を把握し、必要に応じ、事業者へ情報を提供する。

第3 一般廃棄物の処理

環境班及び支所経済環境班は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

1 生活ごみの収集処理

(1) 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 仮設ごみ処理集積所の指定

災害の状況に応じ、地域の主要場所に仮設のごみ集積所を設置する。

(3) 収集方法

ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、災害の実情に応じ、自治会及び本庄市環境衛生推進委員等の協力を得て実施し、可能な限り分別して搬出する。

(4) 収集順位

ごみの収集は、保健衛生上の観点から次に示す事項を優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（指定避難所等）のごみ

(5) 処理方法

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、児玉郡市広域市町村圏組合の処理施設で処分する。

ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

【ごみ処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	小山川クリーンセンター	本庄市東五十子151-1	0495-22-8200

(6) 応急処理場の設置

処理施設が使用不能となった場合又は処理能力が限界となった場合は、災害時の実情に応じ、本部長は、次に示す選定基準に基づいて応急処理場を設置する。

- ア トラックの通行可能な道路であること。
- イ 処理場の数は地理的条件を考慮し、ごみの処理により衛生上、産業上影響のない場所であること。
- ウ ごみ処理場の消毒は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成10年厚生省）に定める消毒方法により行う。

2 し尿の収集処理

(1) 処理施設被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託業者により実施する。
収集順位は、指定避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に実施する。

(3) 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき又は処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

なお、マンホールトイレシステムにおいて排出されるし尿については、水循環センターにおいて処理される。

【し尿処理施設】

区分	施設名	所在地	電話番号
し尿	利根グリーンセンター	本庄市新井1029-1	0495-22-2097

(4) 仮設トイレの設置

環境班は、災害の状況に応じ、指定避難所等に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

3 市民への協力要請

広報班は、大量発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域市民に対し廃棄物を分別して排出する等、市の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第12節 火山噴火降灰対策

■ 基本方針

富士山噴火、浅間山噴火等による降灰対策として、情報収集、避難所運営、農業者への支援等の実施に努める。

「火山噴火降灰対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 応急活動体制の確立	危機管理課、関係各課
第2 情報の収集・伝達	危機管理課
第3 指定避難所の開設・運営	教育班、施設班、職員受援班、統括班、市民班、関係各班
第4 医療救護	医療班、関係各班
第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	建設班、水道班、関係事業者
第6 農林水産業者への支援	農政班
第7 降灰の処理	関係各課

第1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、市は、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

第2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったとき、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民へ周知する。

降灰状況の発信手段は、「本章 第2節 第4 広報活動」を準用する。

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県及び市は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰が予測される場合、とるべき行動を市民に広報する。広報内容の事例は次に示すとおりである。

- (1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチ等で口元を覆う等、目やのどを保護する。
- (2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

- (3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー※を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

第3 指定避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により住家を失った市民等、一時的収容保護が必要な市民等に対して指定避難所の開設・運営する。

指定避難所の開設・運営については、「本章 第7節 第3 指定避難所の開設」及び「本章 第7節 第4 指定避難所の運営」を準用する。

第4 医療救護

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響等健康への影響が懸念されるため、医療救護が必要である。

医療救護については、「本章 第3節 第2 医療救護」を準用する。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による道路、鉄道、電力、公共施設等への影響が懸念されるため、応急・復旧対策が必要である。

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本章 第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策」を準用する。

第6 農林水産業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

また、河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

第7 降灰の処理

1 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次に示すとおりである。

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 宅地等、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。
- (4) 具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

2 役割

降灰処理のための市及び関係機関等の役割は、次に示すとおりである。

【降灰処理に関する役割分担】

機関名等	役割
市	➤ 一時的仮置場の設置 ➤ 火山灰の利用、処分 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
市（施設管理者）	➤ 施設及び敷地内の降灰の除去
県	➤ 広域的な処分の調整 ➤ 上下水道施設における降灰の除去
市民	➤ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➤ 一時的仮置場までの運搬
道路管理者	➤ 道路上の降灰の除去
鉄道事業者	➤ 鉄道施設内の降灰の除去

3 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出す場合は、レジ袋等を二重にして出す等、排出方法を周知する。

第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

■ 基本方針

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があると言われてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われていないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難等を促す情報を発表することとなった。

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う市の震度は震度4から5強程度と予想されているが、南海トラフ地震関連情報の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。

そこで社会的混乱及び被害を最小限に抑えることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画を定める。

ただし、地震発生後の応急対策活動に関する内容は、震災編において策定した計画と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心にまとめる。

「南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の確立	各課共通
第2 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	各課共通

第1 活動体制の確立

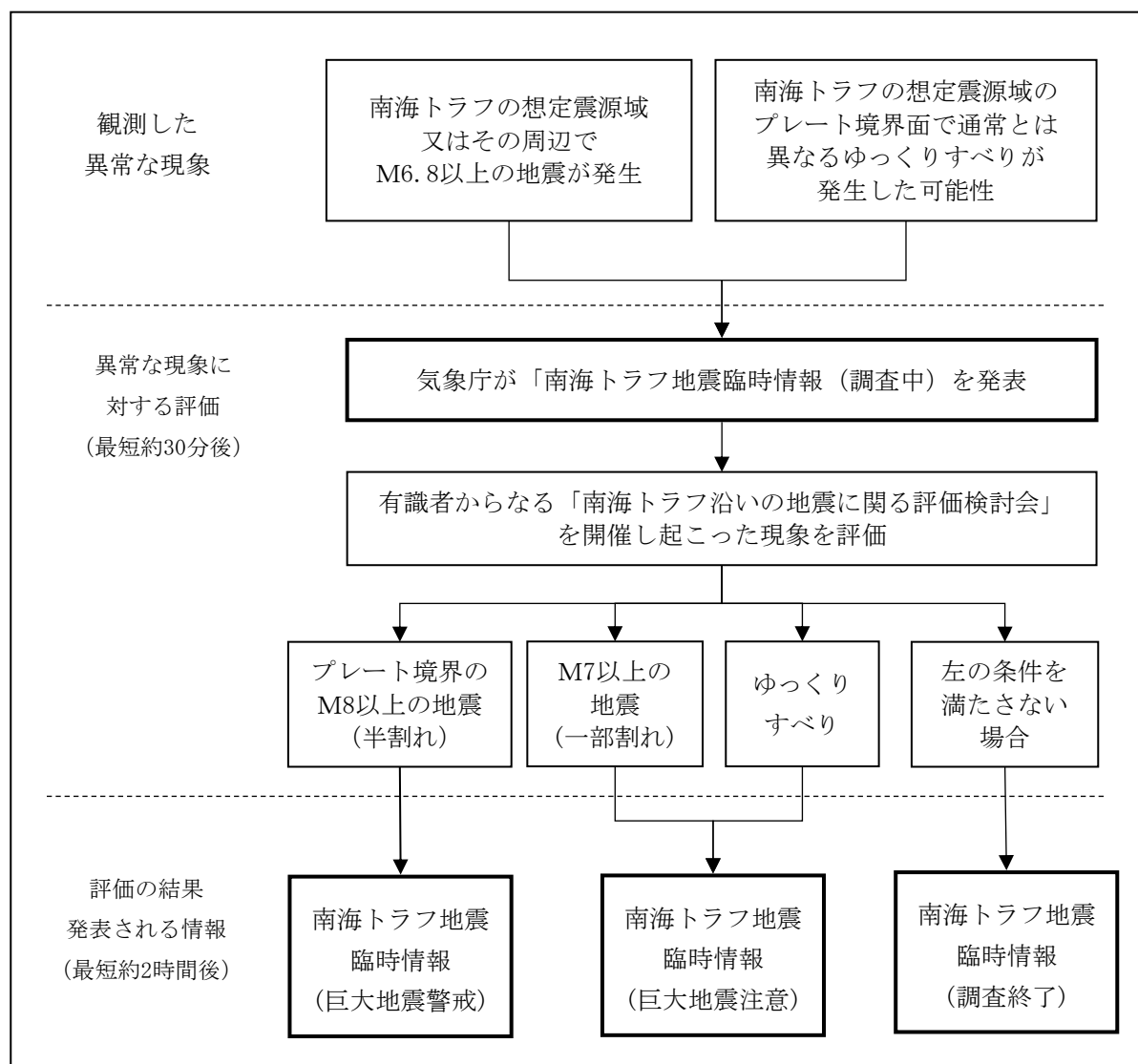
南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市のとるべき防災体制等の必要な事項を定める。

1 南海トラフ地震関連情報の流れ

(1) 南海トラフ臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測してから、発表される情報までの流れは、次のとおり。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



出典）南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

(2) 南海トラフ臨時に関連する情報の発表条件

南海トラフ地震関連情報の発表条件及び付記されるキーワードについては、次のとおり。

南海トラフ臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

【「南海トラフ地震関連情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）で気象庁マグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1ヶ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

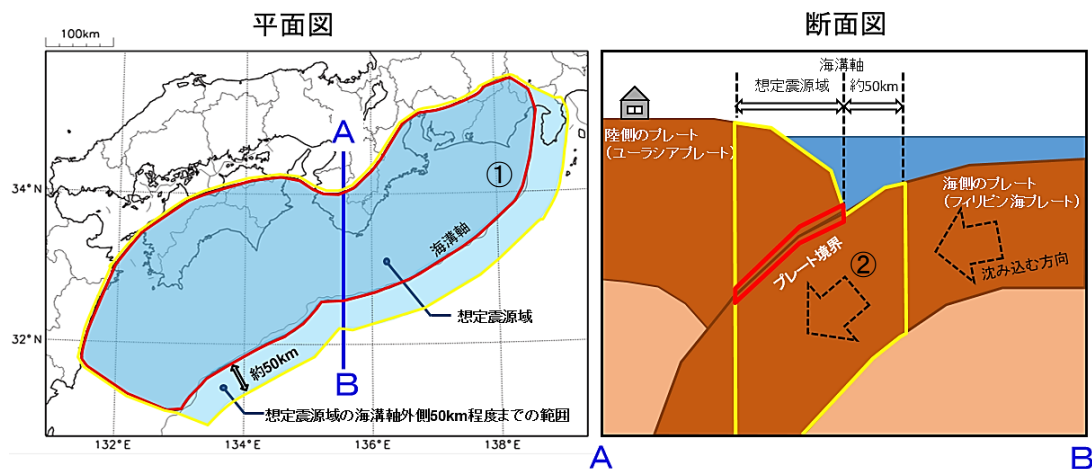
※1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2 太平洋プレートの沈込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間等、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

【想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中①）と監視領域（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中②）】



資料：「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」気象庁ホームページ

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき、通常体制にて、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。なお、活動の詳細は、「本編 第1章 第1節 第2 1 通常体制」を準用する。

3 初期活動本部の設置

(1) 初期活動本部の設置（初期活動本部体制）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、市は初期活動本部を設置し初期活動本部体制をとる。なお、活動の詳細は、「本編 第1章 第1節 第2 2 初期活動体制」を準用する。

(2) 初期活動本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたとき、初期活動本部を廃止する。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達

南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市、関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図り、落ち着きある行動を目指す。

【南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間】

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	半割れ	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

■ 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定等、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

市は、令和4年9月30日現在、推進地域に指定されていないが、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

「北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置」は次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	関係各班

第1 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 情報の収集・伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、伝達が確実に行われるよう留意する。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、「本編 第1章 第2節 第1 地震に関する情報の収集・伝達」を準用する。

2 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとる。

第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

■ 基本方針

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、市域はもとより県域をも越えたときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能のマヒ、大量の避難者や帰宅困難者の発生等）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度はきわめて稀と考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震等の災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

「最悪事態（シビアコンディション）への対応」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 シビアコンディションへの対応	各課共通
第2 シビアコンディションの共有と取組の実施	各課共通

第1 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「本編 第1章～第3章」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引起すような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。

人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発及び訓練が重要になる。

第2 シビアコンディションの共有と取組の実施

埼玉県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組で被害の最小化を図りながらも、「逃げる」及び「逃がす」対策と組合せることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、埼玉県の場合は、首都直下地震発生時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、市もその一翼を担うことになる。

次では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

【① 命を守るのは「自分」が基本】

項目	内容
課題	➤ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ➤ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	➤ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ➤ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ➤ 地震に備えた防災総点検を行う。

【② 支援者の犠牲はあってはならない】

項目	内容
課題	➤ 発災後、救出救助・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ➤ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。
対策の方向性	➤ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ➤ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ➤ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ➤ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

【③ 火災から命を守る】

項目	内容
課題	➤ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 ➤ 消防機関の現場到達を早める。 ➤ 火災から逃げ遅れる人をなくす。
対策の方向性	➤ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ➤ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ➤ 被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。 ➤ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

【④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇】

項目	内容
課題	➤ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ➤ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ➤ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	➤ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ➤ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ➤ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。 ➤ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ➤ 市外からの避難者の受入について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ➤ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

【⑤ その時、道路は通れない】

項目	内容
課題	▶ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。 ▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

【⑥ デマやチェーンメールは新たな災害】

項目	内容
課題	▶ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ▶ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ▶ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	▶ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ▶ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

【⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応】

項目	内容
課題	▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	▶ 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ▶ 一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

【⑧ 助かった命は守り通す】

項目	内容
課題	➤ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設を確保する。 ➤ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制を確立する。 ➤ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）を行う必要がある。
対策の方向性	➤ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ➤ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ➤ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ➤ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

【⑨ 食料が届かない】

項目	内容
課題	➤ 救援物資が不足する。 ➤ 物資調達が困難になる。
対策の方向性	➤ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ➤ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ➤ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。